

---

## 平成31年第1回玖珠町議会定例会会議録(第3号)

---

平成31年3月14日(木)

---

### 1. 議事日程第3号

平成30年3月14日(木) 午前10時開議

第1 一般質問

---

### 1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員(13名)

1 番	中 尾 拓	2 番	松 本 真由美
3 番	大 野 元 秀	4 番	小 幡 幸 範
5 番	松 下 善 法	7 番	廣 澤 俊 幸
8 番	石 井 龍 文	9 番	宿 利 忠 明
10番	秦 時 雄	11番	高 田 修 治
12番	藤 本 勝 美	13番	繁 田 弘 司
14番	河 野 博 文		

欠席議員(なし)

---

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 山 本 五十六                      議事係 長 山 本 恵一郎

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	宿 利 政 和	教 育 長	秋 吉 徹 成
総務課 長	村 木 賢 二	まちづくり 推進課 長	中 島 圭 史

まちづくり推進課 総合戦略室長	衛 藤 正	環境防災課長兼 基地対策室長	藤 原 八 栄
税 務 課 長	石 井 信 彦	福祉保健課長	本 松 豊 美
住 民 課 長	小 幡 弘	建設水道課長	梅 木 良 政
建設水道課 水道室長	穴 井 智 志	農林業振興課長	藤 林 民 也
農業委員会 事務局長	渡 邊 克 之	商工観光振興 課 長	秋 好 英 信
会計管理者兼 会計課長	江 藤 幸 徳	人権同和啓発 センター所長	帆 足 浩 一
新中学校開校 推進室長	長 尾 孝 宏	学校教育課長	佐 藤 貴 司
社会教育課長兼 中央公民館長	瀧 石 裕 一	わらべの館館長 兼久留島武彦 記念館事務局長	吉 野 弥也子
総 務 課 行 政 係 長	和 田 育 男		

---

午前10時00分開議

○議 長（河野博文君） おはようございます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いいたします。

会議中は御静粛にお願いいたします。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明などの言動はかたく禁じられております。

また、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影や録音機器の使用は禁止されています。携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は電源をお切りになるか、マナーモードに設定されますよう御協力をお願いいたします。

本日の会議に欠席の届け出が提出されておりますので、報告いたします。

執行部につきましては、教育総務課長横山芳嗣君から欠席の届け出が提出されております。

ただいまの出席議員は13名です。

会議の定足数に達しております。

直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

### 日程第1 一般質問

○議 長（河野博文君） 日程第1、これより一般質問を行います。

質問者は、一般質問表の順序によりこれを許します。

本定例会の質問者は7名です。よって、本日14日に4名、あす15日に3名の2日間で行います。

会議の進行に御協力をお願いいたします。

最初の質問者は、3番大野元秀君。

○3番（大野元秀君） おはようございます。議席番号3番大野元秀です。

今回、一般質問の機会をいただき、大変感謝申し上げます。

私はこの4年間、玖珠町のまちづくりや町勢発展のために一生懸命走ってきたと考えているところです。しかし、振り返れば、その足跡がどのように残っているかも考えさせられています。少なからず走ってきた4年間を基礎として、次期も必ずこの場に立つとともに、足跡の残る活動を進めていく覚悟です。今回が任期中での最後の一般質問の機会です。私も今まで以上に一生懸命させていただきますので、町長、執行部の皆様も誠意あるしっかりとした答弁をお願い申し上げます。

それでは、通告に従い、議長の許可をいただきまして、一問一答方式にて質問させていただきます。まずは、農業後継者の育成について。

さて、今回の予算編成を見ても、玖珠町の主な基幹産業は農業、林業だと考えています。しかし、少子高齢化とともに、担い手不足が進み、農地を手放したりしているのも現状であります。また、近くに農業法人等があれば、委託をする中で先祖から引き継いだ農地を守っているのも事実であります。このような状況を考えれば、大字ごとに農業法人等の設立を模索する指導等を行い、耕作放棄地ゼロのまちづくりの進め方を考えていく施策の必要性を感じているところでもあります。

さて、本題に入りますが、この農業法人等の組織も高齢化や作業員の不足により、オペレーター不足となっています。大分県が行いました平成30年集落営農法人の経営に関するアンケートでは、県全体、152回答で人材不足は102法人、玖珠町、10回答で5法人が人材不足との結果です。その中で、「人手が足りない業務は何か」の問いに、県全体、101回答で70法人69%、玖珠町、5回答で4法人80%の農業法人が、「オペレーター不足」と回答しています。

そこで、作業員の高齢化やオペレーター不足に対して何か対策を考えているのか伺います。

○議長（河野博文君） 藤林農林業振興課長。

○農林業振興課長（藤林民也君） オペレーター不足の解消ということでございますが、オペレーター不足の解消の対策についてでございますが、現在、町として具体的な対策は行っておりませんが、集落営農組織が担い手の中心となってオペレーターの育成に取り組んでいただいているところでもあります。しかしながら、集落営農組織に作業委託をお願いする農家も年々ふえておりまして、オペレーターのみでなく、担い手不足についても危惧されているところでございます。

そのような中、集落営農組織相互の協力やオペレーターの新規育成、さらに、オペレーターが広域的に活動できる状況を構築できないか考えているところでもございます。具体的な取り組みにつきましては、今後、各関係機関と十分意見交換、協議を行い、対応していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（河野博文君） 3番大野元秀君。

○3番（大野元秀君） 今おっしゃられたように、組織間連携ということで、法人の組織の連携の中

で、担い手不足やオペレーター不足を解消しているということが事実であります。その件については、今後、行政のほうでいろいろと対策を練っていただきたいんですが、町長の提案の中に、農林業後継者の育成と題して、人材養成に向けた技術研修や免許取得経費等の助成を行いたい、また、美山高校の卒業生が地元で従事できる体制づくりとあります。31年度当初予算にはそのような内容は組み込まれていないようですが、今もこのような提案の考えを持たれているのか、町長に伺います。

○議長（河野博文君） 宿利町長。

○町長（宿利政和君） 皆さん、おはようございます。

今の大野議員の質問にございました案件でございますけれども、議員がおっしゃる部分は、1年ちょっと前になりますが、私の町長選挙のときに掲げました農業後継者に係る課題の中で、先ほど議員がおっしゃいましたように、機械化や法人化等は進むけれども、オペレーターや作業員の高齢化というのは非常に大きな問題であると。それに向けて、技術研修や免許取得経費の助成等も考えていきたいというような私の選挙前の考え方を述べられたというふうに思っております。

先ほど農林業振興課長が回答しましたように、現在は、町としては直接助成支援等は行っておりませんが、玖珠町には農事組合法人と営農組合の、いわゆる営農組織が17団体ございまして、そのほとんどがオペレーターの方々が2名とか3名というのが普通でありまして、中にはゼロというところもあるようでございます。高齢化、そしてまた、オペレーター、人手不足ということが著しいということとは、先ほど議員がおっしゃった統計、アンケート等でも出ているとおりでというふうに思っております。

この考え方は今後も持ちながら、法人化を進めてきました県組織等々と連携しながら、オペレーター養成を行っていききたいと思っております。31年度の当初予算の中に組み込まれていないじゃないかという御質問でございますが、また実態調査を十分やりまして、どのような支援が望ましいかということ町内にあります17の営農組織に1年かけて聞き取りをしながら、でき得れば32年度からそういった予算配分もしていきたいというところでございます。

ちなみに、質問いただきました大野議員も農事組合法人の、今、代表もされているところでございますので、いろいろとまた御意見も賜ればというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 3番大野元秀君。

○3番（大野元秀君） 今、町長が言われたように、やっぱり各法人のアンケートをいただくとか、実態調査というのは非常に大切なことだと思います。これはもう何の事業にしてもそうなんですけれども、何かを起こすときには、やはり調査というのは必要になろうかと思っておりますので、ぜひ調査をされて、31年度とは言わず、途中からでも補正でもいいんで、何か策があればお願いしたいと思っております。今言ったように、ぜひ取り組んでいただきたいというのが私の本音であります。

そこで、技術研修や免許取得を助成して終わったのでは、玖珠町の農地や山林を守っていく農林業者や農業法人の作業員不足やオペレーター不足の対策にはなりません。ここで終わってしまったのは、

ただ補助金を出しただけということになりますので、技術研修や免許取得後の人材をどのようにして農林業後継者やオペレーターとして生かしていくのか、前の質問とちょっと似たり寄ったりになりますけれども、どのようにして生かしていくのか、いわゆる補助で技術研修や免許取得した後に、どのような方法でその方たちを生かしていくのかという質問であります。

○議長（河野博文君） 藤林農林業振興課長。

○農林業振興課長（藤林民也君） 先ほども答弁させていただきましたとおり、町として、今、具体的な対策には取り組んでいないところでございます。しかしながら、先ほど町長がおっしゃったように、今後、集落営農組織等へのアンケート、また実態調査を行いまして、先ほどまた申しましたように、集落営農組織相互の協力、またオペレーターの新規育成、それからオペレーターの広域的な活動等を、今後アンケート調査、実態調査をやりながら対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（河野博文君） 3番大野元秀君。

○3番（大野元秀君） ぜひアンケート等の調査をよろしくお願いします。

私なりに作業員不足やオペレーター不足の対策で何かないかということで、オペレーターバンク的なことを考えたかどうかと思い、県内を調べたところ、人手を必要とする農業者と農業者を手伝いたい方を結びつけ、農業の労働力不足の解消と活性化を図る目的で、佐伯市がさいき農業サポート人材バンクを、昨年30年の4月に設立しています。これはあくまでも先進地の事例でありますので、玖珠町においては、地域おこし協力隊の方を活用したり、玖珠町に合ったやり方があると考えています。ぜひともアクションを起こしていただきたいと思います。もうこれは農業者や法人にとって非常に切実な問題であろうかと思っておりますので、調査等を早目に行って、何らかのアクションをとっていただきたいと思っております。これはもう提案ですので答弁は要りませんが、今後の行政の対応を見守りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、地域福祉事業についてに入ります。

近年、急速な少子高齢化、核家族化の進展に伴い、お互いが助け合い、支え合うという相互機能が低下していると考えます。逆に、行政への住民福祉サービスに関するニーズは多様化し、福祉のあり方も大きく変わっていると思えます。

地域福祉を推進していくには、地域での活動をより活発化するとともに、地域のニーズに対応したサービスの提供や施設の展開が求められます。地域福祉計画の中の住民意識調査では、「今後、地域福祉を推進していくための重要な取り組みについては」という質問がありました。「相談、指導を行う専門職の充実」という回答が44.5%と、最も多くなっています。

まず、行政の方に、地域福祉の基本理念というのは何かを伺います。

○議長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） おはようございます。大野議員の質問にお答えさせていただきます。

地域福祉とは、ともに支え合い、助け合う地域社会を基盤とした福祉のことと理解しております。

改正された社会福祉法では、支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者がこれを把握し、関係機関と連携して解決を図るとされております。

玖珠町では昨年3月に、「みんなで支え合い、安全・安心の暮らしをつくる～誰もが『安全・安心』を実感できる暮らしを地域で支え合う～」を基本理念といたしまして、3本の基本目標を立てまして、第3次玖珠町地域福祉計画を作成したところでございます。

基本目標1といたしまして、支え合いで、住み慣れた地域で支え合い自立した暮らしの推進。目標2としまして、安全・安心で、安全ということで、安全に安心して住み続けられる地域づくりの推進。それから、基本目標3としまして、地域で活動で、生きがいを持って社会に参加して活躍できるしくみづくりの推進です。3つの基本目標によりまして、関係機関と連携をしながら、地域で支え合う地域福祉の推進を行いたいと考えているところです。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 3番大野元秀君。

○3番（大野元秀君） そのようなことが地域福祉計画の中に書かれているわけです。私も読んで、ああ、なるほどなと理解しました。

この地域福祉を推進する中で、本来行政が行う地域福祉活動を社会福祉協議会が担っています。先般私の笹ヶ原という部落も、社会福祉協議会の方に来ていただき、支え合いマップを作成しました。その中で、24軒しかない集落なんですけれども、あそこのおじいさんは病院に通っているんだとか、いろいろな情報、これはもう個人情報なんで、その支え合いマップづくりに来た方の中だけでおさめて、青壮年の方が主体でありましたので、それを踏まえた上で、先般、防災訓練、避難訓練がありましたので、避難訓練に対応させていただいているんだということでもあります。北山田、森地区というのは支え合いマップづくりが非常に進んでいるということなんですけれども、玖珠町はなかなか進んでいないという状況もお聞きしました。

もとに戻りますけれども、社会福祉協議会が担っている例とすれば、いろいろな地域福祉活動計画、地域福祉懇談会の開催、ニーズ・資源調査、相談支援として生活困窮者支援、総合相談事業、地域支援として地域福祉活動、ファミリー・サポート事業等々、約18事業を担っていただいております。このような状況なんですけれども、今後も社協とともに玖珠町の福祉の充実を図っていくということでいいのか伺います。

○議長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） お答えいたします。

社会福祉協議会につきましては、社会福祉法第109条において、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体とうたわれており、行政と社会福祉協議会は、地域福祉を推進する上での両輪と考えているところです。地域を取り巻く生活課題が多様化する中、地域共生社会の実現に向けて、今まで以上の連携が必要と考えております。役場の福祉保健課の窓口にご相談に来られる方もいらっしゃいますが、社会福祉協議会の職員は日々業務の中で町民の方と接触しており、多くの意見、要望を聞く機会が多

と思っています。そのため、必要に応じて協議などを行っておりますが、特に回数はありませんけれども、年に数回、うちの課の職員と社会福祉協議会の局長、担当主任等で集まって情報共有を行い、全般的な事業の推進状況や問題解決について、協議や意見交換の機会の場を持っているところでございます。

地域福祉の専門職員が社会福祉協議会です。うちのほうから委託した事業もありますし、社会福祉協議会独自で行っている事業もありますが、社会福祉協議会の協力がなければ、地域福祉の推進が困難になると考えておりますので、今後も連携をとりながら、地域福祉の充実を図っていきたいと考えているところです。

以上でございます。

○議 長（河野博文君） 3番大野元秀君。

○3番（大野元秀君） では、現在も連携をとりながらやっているということで、今までどおり社協とともに、地域の福祉の充実を図っていくということで、社会福祉協議会の機能の強化等も進めていくということでありましたので、よろしくをお願いします。

そこで、社会福祉協議会の決算内容、私は社協の理事なものですから、決算等に総会で行ったりするものですから、いろいろ相談を受けたりすることもあります。決算内容なんですけれども、地域福祉活動を行う財源として自主財源の柱である、皆さんも御存じのように、介護保険収入の減少により地域福祉活動に充当する費用が減少し、厳しい運営状況にあるということを知っております。何度も言うようですが、本来行政が行わなければならない地域福祉事業を継続することが困難な状況をどのように行政のほうで考えているのかまず伺います。

○議 長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） 先ほど述べましたけれども、行政と社会福祉協議会は、地域福祉を推進する上での両輪と考えておまして、両輪そろってこそ福祉の推進ができることと思っております。

社会福祉協議会で行っている事業を大きく分類しますと、地域包括支援センター事業、介護保険事業、各種委託事業、地域福祉事業の4事業に分けられ、さまざまな社会福祉施策を行ってもらっているところです。その中で、地域福祉事業につきましては、厳しい運営状況というふうには聞いております。議員言われますように、社会福祉協議会が介護保険の収入により地域福祉で足りない分を補っていると聞いております。その介護保険収入の減少によりまして、地域福祉を推進していくのに非常に厳しい状況下に置かれていることは承知しているところです。

社会福祉協議会の運営状況につきましては、県下の市町村の社会福祉協議会の運営状況の情報をいただきながら、何らかの支援策がないか考えていかなければならないと思っております。特に、平成31年度当初予算につきましては、町長、財政担当課長とも支援策につきまして共通認識を持ちまして、時間を割いて協議を行っているところでございます。

以上です。

○議 長（河野博文君） 3番大野元秀君。

○3 番（大野元秀君） 支援策については、現在模索しているということであります。このままいきますと、地域福祉活動を縮小することになり、住民福祉サービスの提供ができなくなることが考えられます。行政としてどのように対応していくのかと、ここでお聞きしようかなと思ったんですけども、もう正直ストレートに、補助割合を見直す考えがあるのか伺いますということで質問します。

○議 長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） 玖珠町の社会福祉協議会につきましては、地域福祉の推進に力を注いでもらっておりますので、事業規模を縮小するという事は、地域福祉の低下を招くことにつながります。国は我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて、丸ごとにつながる仕組みづくりを求めています。

このように、地域福祉の充実が言われている中、地域福祉事業の縮小はあってはならないことと思っておりますし、今後は一層社会福祉協議会の協力をいただくようになると考えております。そのため、現在行っております地域福祉事業の運営補助につきまして、来年度1年かけて、町と社協両方で事業内容を確認しながら、新たな補助基準を定めることによりまして、社会福祉協議会が安定した運営ができるようにということを考えているところでございます。

以上です。

○議 長（河野博文君） 3番大野元秀君。

○3 番（大野元秀君） 今言われたように、行政サービスが低下していくと、一番困るのは町民ではなかろうかと思えます。ぜひ高齢化が進む現実を注視していただき、住民皆様が玖珠町に住んでよかったと思う福祉行政の推進を考えていただきたいと思います。

最後の質問に移ります。

指定管理者制度について。

今回、指定管理者の指定について9議案を上程されています。いまだカウベルランドくすの問題が解決しない状況です。もとは、代太郎組財産管理組合が土地を売却したことから始まりました。過去のことで複雑な契約があったと思えます。カウベルランドの土地が町有地であればと悔やまれるところですよ。

そこで、町の指定管理先で、土地の所有地がどういう状況になっているのか伺います。

○議 長（河野博文君） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島圭史君） 私のほうからは、指定管理全体の土地の所有権について回答をさせていただきたいと思えます。

玖珠町の指定管理施設は、現在、自治公民館、それから4地区の自治会館、それから収益型施設等、全部で132あります。底地の所有権の内訳につきましては、底地が町有地となっているものは81、町有地以外の公有地、これは大分県でございますが、2、共有地が29、神社地が2、それと神社地と一部私有地となっているものが1、玖珠町と一部私有地となっているものが2、それから玖珠町と一部共有地となっているものが1、それから私有地となっているものが14ございます。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 3番大野元秀君。

○3番（大野元秀君） 132件中81件が町有地ということで、あとは民地であったり、県有地であったりという状況でありますね。

このような状況で問題ないのか、今後いろいろな問題が発生してこないのか。例えば共有地に関しては、カウベルみたいに1の方が亡くなったり、土地を貸さないとかいったような問題が出てくるんじゃないかなと思ひ、私はちょっと心配して思ったんで、今回は指定管理の議案が9件上がっておるんですけども、その中の9件中4件が町有地、あとは共有地であったり、私有地であったり、県の土地であったりということであります。

そこで、このような状況で問題はないのか、再度伺います。

○議長（河野博文君） 村木総務課長。

○総務課長（村木賢二君） 指定管理施設の土地が個人や共有地になっていることは問題ないのかという御質問でございますが、今回のカウベルランドくすの状況を見ていただきますと、町有地でない土地に公共の建物が存在するということが問題あります、ふさわしくない状況であるというふうに判断しております。

現在、指定管理をしている各施設を建設する段階で、やはり地域振興を目的に、周辺住民の方々、土地所有者との協議を実施して、土地所有者の同意のもと土地借用契約等を交わして建設をしたものでありますが、特にカウベルランドくすにおいては、住民組織でつくった運営団体が運営に当たりまして、土地の使用料も同運営団体が収益の中から土地所有者に支払っていたという状況でありまして、建物の所有者である玖珠町としては、土地使用料は払っていませんので、建物の利用に関して自由に利用する権利主張ができない、そういう状況になっております。

しかしながら、今後においては、土地が町有地でない各指定管理施設においては、先ほどまちづくり推進課長も申し上げましたが、神社地であったり、共有地であったり、複雑な状況であります。即ち所有権が移転できるかどうかは大変難しいところもございますが、公共の建物を建てている以上、所有者との協議のもと、できる限り町有地としておくことが望ましいと考えております。

以上です。

○議長（河野博文君） 3番大野元秀君。

○3番（大野元秀君） 建物をつくっていく中で、当然、以前のことでありまして土地とかの問題というのが複雑な契約の中でやってきたんだろうと思ひます。ただ、ちょっと1点だけ、県の公有地というのがありまして、県というのは、要するに同じ行政機関なんで、話をしようと思えば、一般の人と話すよりかは、共有とかというところで話すよりかは、県なんで、そういったところというのは早目に改善できるんじゃないかなと思ひけれども、ちょっと1点、その辺お伺いします。

○議長（河野博文君） 藤林農林業振興課長。

○農林業振興課長（藤林民也君） 今回指定管理の議案で上がっております東奥山の販売施設について

は、今、公有地、大分県有地となっております。

これにつきまして御説明いたしますと、この土地につきましては、旧国道用地でございますが、東奥山の販売所を建設した際に、大分県に払い下げの申請をいたしました。分筆の測量をする段階で、字図と現地が合わないということで、大幅な地籍更正が必要となるということで、県と話しまして、この施設につきましては、国調を待って地籍更正が終わって、字図の更正が終わってから、分筆をして払い下げをお願いするというようなことになっているようでございます。

今、大分県の普通財産として、普通財産の使用許可申請を提出いたしまして使用させていただいているという状況でございます。東奥山についてはそういう状況でございます。

以上です。

○議長（河野博文君） 3番大野元秀君。

○3番（大野元秀君） 国調を待ってということで、国調が何年度に東奥山で行われるかちょっとわかりませんが、年度がまた変わり、そういうことの引き継ぎをきちっとやっておかないと、また町有地にできないということがありますので、しっかり引き継ぎしてやってもらいたいと思います。

今の質問で、問題があるという認識はあるようですので、その辺のところをすぐになかなか解決というのは難しいでしょうけれども、その認識の中で少しずついいんで、やっぱり改善して行って、同じような問題の再発がないようにお願いしたいと思います。

次に入ります。

今回の議案では、今までどおりの指定管理者に引き続き指定することとありますけれども、継続に当たっての評価を誰がどのように行っているのか伺います。

○議長（河野博文君） 村木総務課長。

○総務課長（村木賢二君） 指定管理の継続に伴う評価を誰がどのような手続でということで、各施設とも担当課が分かれますので、私のほうから、同一の手続を行っていますので総務課のほうで答えさせていただきます。

指定管理の継続に伴う評価につきましては、玖珠町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の規定に従っております。まず、その条例の第4条、第5条、第6条に基づきまして、毎年度終了後に、管理業務の実施状況及び利用状況、それから使用料及び利用に関する料金の収入実績、それから管理に係る経費の収支状況等関係書類を各担当窓口へ提出することを義務づけております。

また、同条例の第5条においては、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況について、定期的、また事故等があったときの必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査または必要な指示を担当課のほうで実施しているところでございます。同条例に基づきまして、各施設の所管をしている窓口がまず情報収集、判断して、庁舎内上司決裁、最終的には町長決裁まで経過して、現指定管理者を選定し、今回の場合も従来どおり指定管理者を議案として上程しているところであります。

なお、以上のような指定管理者の手続条例に基づきまして、ふさわしくない、これはちょっとよく

ないと判断した場合は、新たに公募などをする選定のやり直しも実施することになるのではないかと  
いうふうに考えているところです。

以上です。

○議長（河野博文君） 3番大野元秀君。

○3番（大野元秀君） 私は一般質問の通告の前に、継続に関しての条例というのではないのかという  
ことで、総務課のほうに聞きに行ったんですけども、当初の指定管理者の指定が、今言われたよう  
に、継続のときの条件ということでお伺いしました。今、4条、5条、6条と言ったんですけども、  
第3条は、第3条といっても傍聴者等がわからないと思うんですけども、第3条の中に、「その事  
業計画書の内容が当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に  
係る経費の縮減が図られるものであること」というような旨があるわけです、3条の1、2、3。こ  
れも精査というか、継続するときの対象になるんじゃないかなと思います、どうでしょう、伺いま  
す。

○議長（河野博文君） 村木総務課長。

○総務課長（村木賢二君） 確かに議員おっしゃられるように、第3条にそういう手続がございますが、  
この場合は、今、議員がおっしゃられたのは、公募をします。通常の公募をして、新たに指定管理者  
を定める場合の手続となっていますが、同条例の最終の第3号だっと思うんですが、その中で、公  
募をしない場合の特例措置がございます。その中で、担当課並びに上司決裁の後、公募をしなくて、  
この地域の方々、従来から組織にお任せしようということができるという規定がございますので、現  
在、町の指定管理については、そういう状況で地域住民の方々、地域密着型の組織に経営を委託して  
いるという形になっております。

以上です。

○議長（河野博文君） 3番大野元秀君。

○3番（大野元秀君） すみません、ちょっと理解できんですけども、基本的に指定管理をする  
上での行政はなぜ指定管理するのかということなんですけれども、民間事業者の創意工夫、効率的  
管理手法を活用することで、サービスの向上と行政コストの削減を狙いとされているので、行政改革の  
一環とかいろいろあるんですけども、いわゆる民間感覚の中でサービスの向上と行政コストの削減  
というのが主な狙いだと思うんです。そうした場合、さっき3条の、これは要するに管理を出すとき  
の条件と言ったんですけども、やはり3条の2にあるように、公の施設の効用を最大限に発揮させ  
るということは非常に重要なことではないかなと私は思うんですけども、どうでしょう、この辺の  
ところ。

○議長（河野博文君） 村木総務課長。

○総務課長（村木賢二君） 指定管理を導入する場合、具体的にどういう利点かということになるん  
ですが、指定管理の選定に当たりまして、指定管理者を民間事業者等を含む団体から幅広く公募した場  
合は、施設の稼働率の向上あるいは経費の削減等が図られるような措置というようなことを勘案した

上で実施されます。

また、利用者の満足度を向上させ、より多くの利用者確保しようとする民間事業者の発想等を取り入れることを目的、さらにサービスの向上が期待できるという形で、通常の指定管理を公募する場合は実施されております。

しかしながら、今回上程している我がまちの指定管理につきましては、当該施設を建設する段階で組織した住民組織が核となって運営に当たられております。この制度が導入されたのが、平成15年施行の平成18年度から実施されておりますが、地方自治法が一部改正されまして、本来であれば公募というのが前提のところでございますが、当町の場合は、自治法が改正される前に地元の方々と協議して住民組織を組織していただき、地域密着型の施設の方に平成18年度当時から移行しているというものでございます。

以上です。

○議長（河野博文君） 3番大野元秀君。

○3番（大野元秀君） それはいいんです。別にどういった形で指定管理をしようと、町長が認めるものと、最終的にはここに逃げの文句があるんで、それは構わないんですけども、私が言いよるのは、継続に関しても、今言ったような審議を踏まえて継続するべきではないかということをお願いするんで、ちょっと今論点が違ってきとるのかなと思いました。

ちょっと質問に戻ります。熱くなっても、申しわけないんで。

今言ったことなんですけれども、継続に関しても、やっぱり指定管理者の指定と同様に、今言った条例第3条に明記している内容、さっき私が言った例えば（2）など、適正に審査、審議するためにも、原課の判断——今、原課の判断なわけですよ——だけでなく、検討委員会、最初に指定管理をして、何団体の方が来たときには、誰を選ぶかということで指定管理候補者選定委員会というのがあるとは思いますが、継続するときにもやはり原課だけの判断じゃなく、検討委員会等を設置することが私は望ましいと思っておりますが、執行部の考え方を伺います。

○議長（河野博文君） 村木総務課長。

○総務課長（村木賢二君） 現段階でも、指定管理者を継続という中では、議員おっしゃられますように、窓口である担当課で、予算を伴いますので総務課、財政担当のほうとも最終的に協議した上で、町長決裁をいただいております。

しかしながら、指定管理者制度の導入後、12年以上が現在経過しております。大野議員が御提案される指定管理者の継続に係る評価機関というか、先ほど申されましたが、検討委員会のようなものがあつたらどうかということでございますが、十数年指定管理者制度の各市町村の状況を見ても、やはり新しく建てられるところについては、まず公募が前提でやっておりますし、先ほども申し上げました土地等についても問題のないようなところで建てられていることが多くございますので、今後においては、議員おっしゃられましたような継続等に関する検討委員会というのは、やっぱり今後指定管理者の継続の上では、設置について判断しなければならないという時期が来ていると思ってお

ります。

以上です。

○議長（河野博文君） 3番大野元秀君。

○3番（大野元秀君） いろいろ問題があった後に、そのようなことを考えているということで、これもやっぱり早急に取り組んでいかないと、今回、公民館等がありますからあれなんでしょうけれども、9件だけの議案で、その後も指定管理者の継続というのが出てくるんじゃないかなと思われま。ぜひ早急に、そういった考えをまとめて取り組んでいただきたいと思います。

指定管理者制度を利用して民間事業者の創意工夫、効率的手法を活用することで、サービスの向上と行政コストの削減を狙いとしているので、行財政改革の一環ではあると思います。この指定管理者制度は、行財政改革にとっては不可欠のものだと考えていますが、後に問題の起こらない方法を模索する中で、行財政改革を進めていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（河野博文君） 3番大野元秀君の質問を終わります。

次の質問者は、9番宿利忠明君。

○9番（宿利忠明君） 9番宿利忠明です。

米起こしの雨、もう菜種梅雨かもしれません。一雨ごとに桜の芽も膨らみ、ほんのりと色づいております。

先日、古後中学校の第72回の卒業式が挙行されました。古後中学校72年の歴史を閉じる最後の卒業式です。卒業証書1,370番で終わったわけでありま。テーマは、「ハピネス、次のステージへ走り出せ」。卒業生2名は、進学をして新しいステージへ向かうわけでありま。在校生の1年生2名、2年生5名は、新しい中学校、くす星翔中学校の新しい歴史をつくるステージへ進むわけです。子供たちの今後に幸多かれとエールを送りました。子供たちが生まれて育ってよかったと誇りに思えるふるさどを守り育てていく決意を新たにしたところございま。

それでは、質問に入ります。一問一答でお願いをいたしま。

まず、第1問目でありま。

各地区コミュニティーをつなぐ連合会を創設し、会長や事務局長の活動を支援するとともに、役員研修等を実施しまとありますが、どのような組織を考えているのか伺いま。

○議長（河野博文君） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島圭史君） お答えいたしま。

コミュニティー連合会は、連合会が主催し、各地区コミュニティーの会長及び事務局長計8名で構成し、コミュニティー連合会の事務局は各地区コミュニティーの1年ごとの持ち回りとし、連合会の会長は事務局を担当する地区コミュニティーの会長が行い、他の役員については会長の推薦によることとしておりま。町は連合会活動を支援するため、役員の活動費及び運営委員会費並びに研修に対して補助を行うこととしておりま。

私のほうからは以上です。

○議長（河野博文君） 9番宿利忠明君。

○9番（宿利忠明君） 現在も各コミュニティー会長事務局長会議というのがあるわけです。それにかわって、それを組織立てて連合会として、今言う会長と事務局長の8名で連合会組織をつくって、その中から会長を選んで、その会長に選ばれたところが事務局を引き受けるというような形になるわけですか。それと、あと役員は、推薦といいますか、各コミュニティーから何名ずつとか役員を推薦するということですか。

○議長（河野博文君） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島圭史君） ほかの役員につきましては、8名の中から副会長1名、それから監査2名、それから会計1名という形で、8名の中で役員をそれぞれ持つということでありまして。

○議長（河野博文君） 9番宿利忠明君。

○9番（宿利忠明君） そうすると、役員研修等を実施しますということは、その8人での役員の研修をするということですか。

○議長（河野博文君） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島圭史君） 8名で研修する場合がありますし、各地区のコミュニティーの部会員さんなども含めて全体で研修するということもあります。

以上です。

○議長（河野博文君） 9番宿利忠明君。

○9番（宿利忠明君） 常々町長は、各コミュニティーの会長は年間150日ぐらい会合に出ているので、何らかの手当は必要と言っておりましたけれども、この会でそういう何らかの手当を充当する考えがあるのかどうか伺います。

○議長（河野博文君） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島圭史君） 会長には年間5万円、これは自治会長、自治委員代表者の会長と同額というふうに考えております、それを4名分。それから、各地区事務局長は、年間で25万2,000円を4名分。それから、運営委員会費及び研修会等への参加費並びに研修に対して補助を行うということを考えております。

○議長（河野博文君） 9番宿利忠明君。

○9番（宿利忠明君） それが、今言いました150日ぐらい出ているので、何らかの手当の充当をしたいという、その手当と考えていいわけですか。

○議長（河野博文君） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島圭史君） 連合会としての活動に対する手当という形でございます。

○議長（河野博文君） 9番宿利忠明君。

○9番（宿利忠明君） 今までの会長事務局長連絡会みたいなことと、この連合会をつくったら、どこがどのように変わって、どのような効果を考えているのかお伺いします。

○議 長（河野博文君） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島圭史君） まず、これまでのコミュニティーの会長事務局長会議と違うところは、まず、これまでのコミュニティー事務局長会議は、町が主催して各地区コミュニティーの会長及び事務局長を招集して、町からの連絡事項や協議事項を提案、協議を行ってきたものでございます。

一方、この連合会は、各地区コミュニティー相互の情報交換や課題、問題について調査研究することで、各地区コミュニティーの発展を目指すもので、具体的には、コミュニティー全体で協議し、解決を図ったほうがいい問題、例えばコミュニティーの法人化や臨時職員の待遇等について、またコミュニティーの自立を目指すための研修などについて協議を行う場ということになります。

今後は、これまでのコミュニティー運営協議会会長及び事務局長会議で行っていたものを、この連合会で行っていくことがふえるというふうに思っております。

○議 長（河野博文君） 9番宿利忠明君。

○9 番（宿利忠明君） わかりました。

この前の予算常任委員会で、議案の提案について1つ出たわけでありまして、それは、集落支援員の議案では、自治委員代表者会議で説明したから、また地元へは理解ができているとの提案理由がありましたし、また町報2月号で特集を組むなど、議会軽視ではないかというような指摘があったわけでありまして、そうした議案を提出する場合には、このコミュニティー連合会で説明した、了解を得ているというような理由で、議案を提出しないように注意をしていただきたい、このように思うんですけれども、この点についてありますか。町長、どうですか。

○議 長（河野博文君） 宿利町長。

○町 長（宿利政和君） 今、宿利議員の質問のところ、我々執行部が議会に議案として上程をさせていただくタイミングや背景の部分だろうというふうに思いますが、我々執行部としては、いい制度、いい手法であれば上程をさせていただくというのが基本的な考え方でありまして、その前に、上程する議案、取り組みが、果たして町民の皆さんにとってどうなのかということは、関係します自治委員会やコミュニティー協議会等々より多くの方々に意見を聞きながら、その上程案をまとめていくところでございます。

集落支援員については、昨年9月の定例議会で上程をさせていただいたんですが、残念ながら修正、否決をされました。その後、いろんな機関にもこういう制度はどうだろうかということをお打診し、協議をしてきたつもりでございますし、コミュニティー協議会の4地区から、逆に早く入れてほしいというような要望もいただいたところでございまして、自治委員会の自主的な研修会、この前の予算常任委員会の中でも申し上げましたが、6名の議員の方も研修に参加されていた。いろんな経過を踏まえまして、今回、この制度をなるべく早く入れたほうがいいのかという判断から上程をさせていただいたわけでありまして、今回、3月の広報くすもよく読んでいただければおわかりかと思うんですが、やりますということはもちろん断言をした表現をしておりません。当然、当議会で承認をいただ

いてからでないと、やりますという断言はできませんので、町としてはこのような方向がよいと考えていますという表現、語尾になっておりますので、御理解をいただきたいというふうに思っているところでございます。

そういう意味で、広報紙に載せて外堀を埋めたんじゃないかというような御意見も賜ったことがございますが、そのような気持ちはございません。議会軽視ではなく、いろんな経過を踏まえた上での提案というふうに御理解を賜りたいところでございます。よろしくお願ひします。

○議 長（河野博文君） 9番宿利忠明君。

○9 番（宿利忠明君） 今、そこまで答弁は求めていなかったんですけども、御丁寧にありがとうございます。

議会側から見た場合、そうした軽視に当たるのでないかというような、予算常任委員会で指摘があったので、今後は、いろいろな思いもありましようけれども、そうした中で、今、集落支援員については、再度提案する場合には、各地域のどういうことを望むかとか、再度またお聞きして、地域に合った方を配置するというような話があったんで、また私もそのようにしてほしいということでしたわけであります。

それでは、空き家、空き店舗についてということであります。

まず、空き家対策について何うということでもありますけれども、現在、町ではいろいろな空き家対策、施策を行っておりますけれども、まず、その施策を最初に伺いたい。

○議 長（河野博文君） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島圭史君） まず、経過と今の現状について回答させていただきたいと思ひます。

玖珠町では、平成24年度から25年度の調査を踏まえまして、平成29年9月に継続調査を行ってまいりました。これは、平成24年度から25年度の調査で、倒壊のおそれがあり、隣接建物、道路等に影響があるとされていた12棟について再調査を行いました。その結果、公道への影響が懸念されていた1件は、既に……

〔「課長、その空き家じゃなくて、よそから移住対策とかそういう面の対策です」と呼ぶ者あり〕

○まちづくり推進課長（中島圭史君） 移住のほうですか。

都市圏など都会からの移住の対策ということで申しますと、空き家の活用の対策ということになりますが、今現在、玖珠町のほうでは、空き家バンクというのに、空き家を持っている方で登録される方がおりましたら登録をしていただいて、それをホームページや、またインターネット、それから都市圏での移住・定住フェア等ございますので、そのときに来られた方に紹介するというような対応をとっております。

○議 長（河野博文君） 9番宿利忠明君。

○9 番（宿利忠明君） すみません、質問の仕方が悪かったかなと思ひますけれども、私が今聞きたいのは、空き家がたくさんあるんで、今言うように移住対策、Iターン・Uターンしたときに、改築

で80万とか出すとか、そういうような施策があるわけでありましてけれども。

今回、私もいろんな方とお話をする中で、ある高齢者の方が、今、玖珠町は子供の数ほど家があるが、親の家は空き家になってしまうというようなお話があったわけでありまして。ああ、なるほどだなと、本当に若い人がみんな近郊に新しく建てて住んで、もとの親の家は空き家になって、高齢者のひとり暮らしとか、この方々もちょっとすれば施設にもう入居して、もう空き家状態になるというような、たくさんそういう家があるわけでありまして、昔は家の跡をとるということで、家は誰か一人が継いで家を守るとか、今そういう制度そのものがなくなりつつあって、家ごとよそから来る方にある程度の改築費用を出すとか、いろんな制度があるわけですがけれども、そういう、また親元に帰ってきてする方にもそういう制度が適用できないかと思ったわけでありまして。

私たちが、やっぱり人口が古後地区も減っておりまして、しかし、今、定年が65まで延びても、人生あと20年は働けるというのがあるんで、その点では自分たちがやっぱり田畑を守って、いつでも帰っておいでという生活環境をやっぱり整えて待っておって、そのときに、もう親がちょっと高齢になったんで、私ももう都会での仕事で十分やったんで、ここらで田舎に帰って親と一緒に過ごそうとかという方たちに、そうしたある程度少しの台所とかトイレ等の改築にするような制度ができないかということで、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（河野博文君） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島圭史君） 現在の制度では、空き家バンクに登録された空き家を、都会から戻ってくる、それから都会から移住してくるUターン・Iターン・Jターン等で戻ってきた方につきましては、空き家の活用準備補助金というのがありまして、まず、借りるもしくは購入した場合に、20万円の補助というのがあります。それと、あと空き家をリフォームした場合に、基本は50万でございまして、18歳までの子供さんがおられるところについては、80万円のリフォーム補助というのを出すという、そういう制度を今とっているところでございます。

○議長（河野博文君） 9番宿利忠明君。

○9番（宿利忠明君） 急には無理かもしれませんが、そうした制度もぜひ拡大をして、やっぱり親元に帰って親の家を守るとか、そうしたことがやっぱり空き家が減る一つの施策にもなるんじゃないかなと考えたところであります。ぜひそういうことも考えてほしいと思っております。

それから、今度は空き店舗対策についてでありますけれども、町長が公約の中で、商店街をテーマパーク的な取り組みをして活性化するというような話が、3月ですか、ありましたけれども、その後、このテーマパーク的な取り組みというのはどのようになっているのかお伺いをいたします。

○議長（河野博文君） 秋好商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（秋好英信君） それでは、お答えをいたします。

テーマパーク的な施策という具体的な進展は現在ございません。ただ、空き店舗の対策につきましては、空き家と同様に、後継ぎ不足、それから高齢化等で廃業となるケースが非常に多うございます。特に中心市街地等で空き店舗がふえております。この点につきましては、専門機関の商工会と一緒に

連携をしておりますが、特に経営指導、それから事業を継承される、自分の身内がしなくても、他の方が創業したいとかいう場合はマッチングする制度等もございまして、そういったものを商工会が中心になってやられております。

当課といたしましては、4年ほど前から創業を直接支援していこうということで、町内の方で新たに創業したり、よそから帰ってきて創業したいという方をできるだけ空き店舗に誘導したいというふうには考えておりますが、年間に三、四名程度の創業者は実際におられます。ですが、どちらかというところ、中心部以外の周辺といいますか、そういったところでやられておりますので、新年度の中に少し予算計上させていただいておりますが、これまで創業している支援の事業とは別に、例えば融資を受けたりした場合に、その融資に対しての支援、それから保証料の補助、こういったものを金融機関とも情報共有しながら、今予定をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 9番宿利忠明君。

○9番（宿利忠明君） 中心部、特に森駅通りとか、非常に空き店舗が多いわけでありましてけれども、今言うことは、あるとすれば家賃というんですか、あれが相当、相場であそこら辺がどのぐらいしているのか私わかりませんが、それでなかなかあそこで何回か起業というか、商売を始めた方はやっぱり1年、2年でやめていかれる方もあるんだろうと思うんで、もう見たときに、これは提案でございましてけれども、町が空き店舗を一括して借り上げて、それを条件をつけて起業する方を募集して、1年間は町が家賃を見るから起業するというのは、一つの空き店舗対策としてはどうかと。あとまた、家主さんにしても空き店舗をそのままにしまったんでは家賃収入も入らないし、そこら辺で町等がうまく利用できて、そういうような施策というものを考えられないかなと思ったわけでありましてけれども、この点、いかがですか。

○議長（河野博文君） 秋好商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（秋好英信君） ありがとうございます。

昨年つくりました中小企業・小規模事業者振興基本条例の計画を、今、今年度中3月までにつくり上げるようにしております。その中で、商工会の会員さん、それから商工会事務局、いろんな方々といろんな話をしておりますので、そういった提案もちょっと審議をして具体的に可能かどうかとか、そういったものは創業の支援の中で、そういった制度も活用できるのではないかとというふうに思いますので、そのあたりちょっと相談をしていきたいと思っております。

それから、商工会さんのほうも、駅前通りが空き地というか、建て壊しで広場ができております。そこを何とか振興策ができないかということで、人材育成の事業を使って、今、先進地のほうに視察に行かれております。そういったものが有効活用できればいいかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 9番宿利忠明君。

○9番（宿利忠明君） ぜひそうした取り組みを進めてもらいたいと思います。

あと一つは、テーマパーク的な取り組みということで、童話祭が1年に1回盛大に行われますけれども、そうしたミニ童話祭的なことを年に何回か行うとか、それから、旧森ですか、あれはゴノイというのもあるんですけども、そこら辺で、この一つのテーマを決めてやっているんですけども、そこにやっぱり一つのこのテーマパーク的な取り組みを取り入れたらどうだろうかとか、それからまた機関庫にはキャラクターというんですか、ああいう人たちがいっぱい集まるという話も聞いているので、そこら辺の一つのイベントとか、いろんなやっぱり動きが、いろいろ施策で上げとるんですけども、何か一つそうした前に進むべく期待をしております。

これ、答弁ありますか。

○議長（河野博文君） 宿利町長。自席でいいです。

○町長（宿利政和君） すみません、2回目の質問でございますので、自席から失礼をいたします。

今、宿利議員がおっしゃったように、共通するテーマとかイメージを掲げながら、それぞれ商店街の活性化というのは、やはり御提案のとおりだというふうに思っております。

1年間、商工会、商店街の役員の方々にもいろいろと協議はしておるんですけども、なかなかそういう共通したイメージづくりというのが足踏み状態にありまして、現状では、ちょっと失礼な言い方ですけども、歯抜け状態でシャッターが閉まったところ、そこをというんですけども、なかなか個人の財産の権利の問題もありまして、貸していただけないというような部分もあります。

しかしながら、議員おっしゃったように何か仕掛けをしていかないと、全然現状のままになりますので、そういった部分を地元商店街関係者の方々と相談しながら、動き出せば、あ、そういうことだったらうちは協力するよということで、空き店舗、それからシャッターが閉まったお店等々も貸していただける可能性があるかと思っておりますので、引き続き関係者となるべく早く前向きに進むように努力はしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 9番宿利忠明君。

○9番（宿利忠明君） ぜひ取り組んでいていただきたい、このように思っております。

3番目であります。

バス・タクシー券について。

これは外出支援サービス事業のことですけれども、これも予算委員会の中でも、やっぱり周辺部の遠方の方には、中心部と遠方では少し増額してもいいんじゃないかという意見がたくさん出たわけでありまして。これはもう毎回こういうことが一般質問等でも出ておるわけで、今回私も、ひとつこの件についてお尋ねをしたんですけども、これも、トキハ前ですよ、山浦地区の人が福祉バスを待っているのにちょうど出くわしまして、お話を聞いたわけでありまして、同じバスに乗られるので、やっぱり近く人と山端の一番奥の方では、もう私はバス券を使ってしまったけれどもこの人はまだ残っているとかなという会話があったわけでありまして、やはりこれは私はちょっと不公平だなと思ったんですけども、いかがでしょうか。

○議 長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） バス・タクシー券につきましては、皆さん御案内のとおりだと思いますが、75歳以上で要介護2以下の方に年間8,000円の券を希望者にお渡しをしているところでございます。この券につきましては、何に使ったら悪いとかということはありませんけれども、高齢者の方がひきこもりにならないように、地域の行事などに気軽に参加できることを目的としてつくられております。

今、御質問のように、周辺部に増額ができないかということでございますけれども、課の中でいろいろと検討はしているところです。目的も含めますが、懸案となっておりますのが、中心部と周辺部に分けるには、まず境が必要となってくると思います。どこまでが中心部でどこまでが周辺部になるのか、町民の方に説明を行い、理解してもらう必要があると考えておりますが、明確な基準が見つからないのが今の現状でございます。

また、単費で事業を行っております。厳しい財政状況の中ですので、少しの増額でもかなりの金額となり、経常的な支出となります。また、2025年には団塊の世代が75歳となります。このようなことから、増額については慎重に協議していかなければならないと考えているところでございます。

以上です。

○議 長（河野博文君） 9番宿利忠明君。

○9番（宿利忠明君） 中心部と周辺部の境がなかなか難しい、これは距離でいけばいいんじゃないですか。役場から20キロ以内とか20キロ以上とか、そういうような学校の生徒も、そこら辺でバス通学とか自転車通学とかしているかと。もし難しいと言うんやったら、そういう形で分ければ、分けられんこともないと思うんですけども。

○議 長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） どうしても、例えば4キロとなったときに、じゃ、なぜその4キロなのかという基準が出てくると思います。3.9キロの方と4キロの方、じゃ、そこで区別が1,000円、2,000円違うとか、そのあたりが違う。それと、あくまで目的が地域で行事等に参加できるようにというのが当初の目的というふうに考えておりますので、いろんな考えの部分で検討していきたいと考えているところです。

以上です。

○議 長（河野博文君） 9番宿利忠明君。

○9番（宿利忠明君） 今の課長の考えを言うと、スクールバスはどうなんとかいろいろ出てきますけれども、それはもうおいておきますけれども、一応予算委員会の中で、使用率が70%という話がありました。今、1,000万の予算の中で支給をしているけれども、実際は70%しか使われていないというような話でございましたけれども、古後、山浦、日出生の対象者は何人おられるかお尋ねします。

○議 長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） まず、日出生におかれましては22名、それから山浦につきましては51名、大字古後では44名の方に券をお渡ししております。使った分については、ちょっとわかりませんので、御了承ください。

○議長（河野博文君） 9番宿利忠明君。

○9番（宿利忠明君） 計何ぼになるんですか。

〔「117」と呼ぶ者あり〕

○9番（宿利忠明君） 117。例えばこの方たちに2,000円分アップしたとき、二百何十万。あと1,000万の70%やと、300万は予算が残るわけですね。そこら辺が充当できるんじゃないかというような考えもあるわけですけども、いかがですか。

○議長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） 予算を策定するときには、見込みを立てまして、それで行います。です。余る予定で組んでいるわけではございませんので、最終的に足りないとかということになれば、大変な問題になりますので、それは、上げれば上げるだけ予算もそれなりのものを確保しなければならぬと思っておりますので、非常に厳しいところがございます。

以上です。

○議長（河野博文君） 9番宿利忠明君。

○9番（宿利忠明君） 玖珠町外出支援サービス事業実施要綱というのがあるんですけども、この中では、適正な事業運営が確保できると認められる旅客業者等に委託できるということで、この委託がバス・タクシー券だと思えます。その中で、サービスの内容については、ただいま課長が言ったように、玖珠町が実施する在宅福祉サービスや介護予防、生きがい活動支援事業実施場所への送迎、それから郡内医療機関等への送迎、その他町長が認めた場所への送迎ということになるんです。

そうした場合、やっぱり郡内医療機関等の送迎といたら、やっぱり遠い方はそれなりの経費がかかるわけです。やっぱり近い人は経費が要らない。そうした面で見れば、やっぱりある程度の見直しは、これは必要じゃなからうかと思うんですけども、その点についてはどうですか。

○議長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） 先ほど言いましたように、検討は今後していかなければならないと思っておりますけれども、なかなか、じゃ、さっき言いましたように、この事業の目的といたしましては、確かに僻地の方、周辺部の方が病院に来られるときにお金がかかるから増額ができないかということでございますけれども、それによってまた、さっきも言いますけれども、周辺部の方と中心部の方、中心部の方が周辺部に行かれることもありますので、そこらあたりいろんな部分がありますので、協議は慎重にしていかなければならないと思っております。

スクールバスの関係につきましても、距離なく乗せていけばいいじゃないかというような町民の方の御意見を聞いたりもいたしておりますので、できればもう差はつけないほうがいいのではなからうかというふうに現時点では考えておりますが、今後はまた検討課題としていきたいと思っております。

以上です。

○議長（河野博文君） 村木総務課長。

○総務課長（村木賢二君） 総務課財政担当として一言お知らせしたいと思います。

やはり今回のこのバス・タクシー券につきましては、高齢の方がひきこもりにならないようにということで、外出をしてほしいという形の目的でございます。今回予算ヒアリング等をした中で、うちの財政担当、若い職員でございますが、の考えを出した中に、現在75歳以上一定額の補助金で公平性をしているけれども、これを逆に、回数券なりの外出する回数の公平性をしたらどうかと。そうすれば、古後から森に来る方の1回と、旧森から古後に来る方の回数は1回ではないかと。そのときにかかる金額は大小あろうとも、本人の関係じゃないんじゃないかということで、現在、若い職員の間では、本当に外出する機会をふやすんであれば、金額の公平性じゃなくて、回数の公平性とかを考えていくべきじゃないかという若い職員の意見もございますので、今後、担当課と一緒に考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（河野博文君） 9番宿利忠明君。

○9番（宿利忠明君） 非常に画期的な答弁をいただきました。ぜひそういう形で何らかの支援を考えていただきたい、このように考えております。

バス停におった話をしたんですけれども、一つ、その方たちがベンチがないと言うんです。やっぱり週2回の福祉バスで病院から買い物、両手いっぱい買い物を持っておりましてけれども、ちょうどトキハのこっちからいうと左側です、トキハ側になるとベンチがあるんです、こちらは全然ないということで、非常に疲れるということで、前は魚屋さんですか、あそこが営業しよったんで、そこの軒先をかりて、雨の日も困るというんで、私見ましたら、もう魚屋さんはちょっと閉まっておって、軒も随分傷んでおって、そこら辺、人の土地でありますので、町が交渉してそこの軒先をちょっと修繕をしてベンチを置くというような、こういうことはできないのか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（河野博文君） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島圭史君） ただいまのバス停につきましては、やはり公共交通の観点からも、今後、一度にはできませんけれども、徐々に整備をしていかなければならないというふうに考えております。

○議長（河野博文君） 9番宿利忠明君。

○9番（宿利忠明君） ぜひ考えてほしいと思っております。

一つは、ちょっとずれば長い椅子のベンチがあるんです。ちょうど日田バスの停留所のところに木が立ちよって、見てもらえばわかるんですけれども、一人腰かけのが二つ、三つあるんで、ちょっと向こうにずれば、長い、あそこなら横歩くけれどもという方もおりました。そこら辺で福祉バスの今のバス停をちょっとずらすとか、そこら辺が、一応現地を見て検討していただきまして、またその魚屋さんの地主さんにも交渉して軒先を使わせてもらうとか、ひとつ検討してほしいと思ってお

ります。

また、副町長についてということでございます。

先般、古後地区では、町長が就任1年ということで町政報告会がありましたけれども、その後、よその地域でもこういう報告会をしたのか。それからまた、今後の予定があれば、最初にお尋ねしたいと思えます。

○議長（河野博文君） 宿利町長。

○町長（宿利政和君） 議員がおっしゃられた古後地区の町政報告会は、ことしの年明け1月10日に開催をいたしました。その後、2月の中旬に玖珠地区でとか、そういういろいろ準備はしておったんですけれども、諸般の行事と重なったりということで、日程設定できておりません。古後地区でそういうことをやったということをお聞きされた方から、ぜひうちの地区でもとか、また、老人会の会合があるから、そのときに人数は少ないけれどもやってくれんかというようなことは多々要望がございますので、なるべく日程調整をさせていただいて、いろんなところで報告会をさせていただければというふうに思っているところでございます。

○議長（河野博文君） 9番宿利忠明君。

○9番（宿利忠明君） 現在のところでは、古後地区でしただけということで。

その報告の中で、私が1年した中で、議会から承認が得られなかったのが副町長の案件と、今言う集落支援員の件というような話をされたわけです。そうした場合、私も出席して聞いたわけでありませうけれども、町長、報告会の中でこの2つが否決されましたというような、皆さんにどういう意味でおっしゃったのかお伺いします。

○議長（河野博文君） 宿利町長。

○町長（宿利政和君） 特に大義はございませんけれども、1年間活動してきた中で、取り組みをさせていただいた中で、そういう事実があったということをお報告させていただいたところでございます。

○議長（河野博文君） 9番宿利忠明君。

○9番（宿利忠明君） その中で、副町長は時期を見てまた再び提案したいというような発言がありました。この真意を伺うということで、どのような考えを持っているかお伺いします。

○議長（河野博文君） 宿利町長。

○町長（宿利政和君） 町政報告会の中で意見交換会というコーナーを持ちまして、その中で出席をされていたお一人が、一体副町長はどげんするんかいという、端的な直球勝負の質問をいただいたところでございますが、それが1月10日時点で、日々1年間多忙な職務を行ってきたと、そういう中で副町長は必要だと思うんで、時期を見て提案をしたいというような旨の返事をさせていただきました。真意ということではありますけれども、文字どおり副町長としての準備や調整ができた時期というふうに考えておまして、そういった背景を整えば、人事案件としてまた議会に上程をさせていただきたいということでございました。

その後、2月に入りまして、不覚にも私が風邪を引いて熱を出してしまいまして、その際にも公務

に支障、穴をあけたりとか、多くの町民の皆さんから何とかという会議には出ちよらんやったねというようにお叱りもいただいたりしておりますので、副町長というのは、私個人が奔走するだけで解決するものではなく、大きくの皆さんに迷惑をかけているということでもありますので、そういった調整時期が整えば、また上程をさせていただきたいという考え方でございます。

○議長（河野博文君） 9番宿利忠明君。

○9番（宿利忠明君） はっきり言って、私たちも副町長は必要ということは感じております。特にやっぱり議会との調整とか、やはり副町長がおって円満にできるところはやっていきたい。なかなか今までがいきなりぼんと議会に出すものですから、やっぱりそこで意見の交換をした中で、はっきり言いますけれども、議会は審議機関という立場があるんです。しっかりと議案については審議をさせていただいて、これが町民のためになるのかならないのかという点で判断をさせていただいておりますので、ぜひ副町長にいい人を選んで、ぜひ提案をしていただきたい、このように考えております。

それでは、時間はありますけれども、これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（河野博文君） 9番宿利忠明君の質問を終わります。

ここで、昼食のため休憩します。

午後1時から再開します。

午前11時31分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議長（河野博文君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次の質問者は、10番秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） こんにちは。議席番号10番秦 時雄であります。私たち1期4年、私の質問、最後の質問となりましたけれども、よろしくお願ひします。

まず、大きく3点にわたって質問をさせていただきます。

まず、町営住宅の連帯保証人についてであります。①の民法改正ということで、来年4月1日から民法が改正をされ、施行されるということでございます。その保証契約に関する改正について何うということでございます。

民法が120年ぶりに改正をされ、一部を除き平成32年4月に施行をされます。今回の改正は、契約に関する規定を中心に、社会、経済の変化に対応するとともに、民法を国民にわかりやすくするため基本的なルールを明文化すると、そういうふうにされております。自治体の実務にも広範囲にわたって影響を及ぼすと考えられておりますが、保証契約に関する部分の改正についての説明をお願いいたします。

○議長（河野博文君） 梅木建設水道課長。

○建設水道課長（梅木良政君） では、民法改正に伴う保証契約の分についての御説明と申しますか、見解を説明いたします。

今回の保証契約に関する改正につきましては、連帯保証人制度そのものは廃止はされない、でも、ルールが大きく変わるということでございます。まず、個人根保証契約の極度額の設定、2つ目としまして、主債務者から連帯保証人への情報提供の義務づけ、3つ目としまして、債権者から連帯保証人への情報提供の義務でございます。以上の3点が、今回改正の大きな変更点と理解をしているところでございます。

以上であります。

○議長（河野博文君） 10番 秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） そこで、質問させていただきたいのですけれども、今回、課長が答弁なされましたように、民法改正によって個人の根保証契約、例えば限度額の規定が必要となるということでございます。

今まで連帯保証人に関しては、珍珠の条例の中にも規則がございますし、2人ということになっておりますけれども、今回のこの限度額の規定が必要とされることになった、例えば、その連帯保証人に対して2カ月、3カ月、4カ月の家賃、それに対して、例えば10万円になったとしたら10万円の根保証契約になるということで、連帯保証人になる方に対しては、初めから根保証として、例えば、今仮に上げました10万円が初めからくるわけです。

そこで、連帯保証人になる方が、なかなか初めから10万円根保証がついていることに対して保証人になることをちゅうちょするんじゃないかという、そういうことも言われておりますけれども、公営住宅は、国交省においても住宅セーフティネットの中核として位置づけられておりますが、入居に困難を伴う高齢者や障がいのある方、生活保護受給者などの方々が、保証人の確保ができないことにより公営住宅に入居が非常に難しくなるのではないかという、そういったことが危惧をされているわけでございます。けれども、これは、私は、同じ関連の質問として課長から答弁があれば伺いたいと思います。

○議長（河野博文君） 梅木建設水道課長。

○建設水道課長（梅木良政君） 私の見解も秦議員と全く同様でございます。

○議長（河野博文君） 10番 秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） 課長も同様なお考えを持っておられるということでございます。

続きまして、連帯保証人の資格と責務について伺うということで、この町営住宅に入居する場合には、条例によって連帯保証人を立てることが定められていますが、連帯保証人の資格と責務について伺いたいと思います。

○議長（河野博文君） 梅木建設水道課長。

○建設水道課長（梅木良政君） では、連帯保証人について、資格と責務についてお答えをいたします。

連帯保証人とは、本来の債務者（主債務者）と同等の責任を負うことを契約により約束をした人のことでございます。町営住宅入居に伴う連帯保証人の資格につきましては、議員も申したとおり、珍珠町営住宅の設置及び管理に関する条例第11条において、町内に居住し、独立の生計を営み、かつ、

入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、町長が適当と認める者と定められております。また、責務についてでございますが、入居時に提出をしていただく連帯保証人の連署する請書に記載もしていますとおり、入居者と連帯して家賃その他の責務を負担するというところでございます。

以上であります。

○議長（河野博文君） 10番秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） その資格と責務についてはよくわかりました。

その次に、本町の免除の特例運用状況についてということでございます。

この条例の中にも、町長が認めれば連帯保証人は免除すると、こういう場所があるわけです。これに対して、連帯保証人の免除された特例運用状況というのは、これまでどのぐらいあったのかなということでございます。そしてまた、これは、通告はしていませんけれども、同じような質問でございますけれども、今までに玖珠町において、連帯保証人が確保できなくて町営住宅に入居ができなかったという、そういう事例はあるでしょうか。

○議長（河野博文君） 梅木建設水道課長。

○建設水道課長（梅木良政君） 連帯保証人ができなくて入居できなかったということにつきましては、私は建設水道課長4年でございますが、その中では特になかったかなというふうに考えております。

あわせて、連帯保証人につきましては特例で免除できるということでございますが、その免除につきましても、基本的には町内の連帯保証人をお願いするということ、最初に入居申し込みの方に伝えますが、どうしても町内にないときには町外の方にも連帯保証人を認めるということは、した経過がございます。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 10番秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） 連帯保証人に関しましては、私が平成15年に議員にならせていただいてこの16年間の間、何人かの方が、町営住宅に入る、連帯保証人がいない、そういう声を聞いたことが何人もございます。運用状況についてとか、また保証人が確保できなくて町営住宅に入居ができなかった、そういう事例は、今まで課長が4年間の中ではなかったということでもよろしいのでしょうか。

○議長（河野博文君） 梅木建設水道課長。

○建設水道課長（梅木良政君） 私の記憶の中ではなかったというふうに思っております。

○議長（河野博文君） 10番秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） なかったということは、町はその方にきちっと寄り添ってやってこられたという、これは一つのあかしかなと思っておりますけれども。

その4番の国の方針についてということでございます。この国の方針については、国交省は各自自治体に対して連帯保証人を必要としないこととする通知を出しているわけです。私もこれは、通知についてはちょっとあるんですけれども、これは国交省が出している基本的な標準条例でございますけれども、この標準条例を改正して保証人に関する規定を削除することとしましたので、各事業主体にお

いて、生活困窮者の公営住宅への入居に支障が生じることのないよう、地域の実情等を総合的に勘案して適切な対応をお願いいたしますということでございます。

この連帯保証人を条例の中でうたうか、うたわないかということは、各市町村の判断に任せるようでございますけれども、この通知について、どういうふうなお考えというか感触なのか、町のお考えをお聞きしたいなと思います。

○議長（河野博文君） 梅木建設水道課長。

○建設水道課長（梅木良政君） では、お答えをいたします。

通達についての特段の配慮については、今、議員が申したとおりでございます。

具体的な、技術的な助言という形で通達の内容がございますので、その一部をちょっと紹介しながら考え方を御回答したいと思います。

まず、公営住宅管理標準条例の改正に伴いまして、保証人に関する規定を削除するとしたので、各事業主体において、住宅困窮者の公営住宅への入居に支障が生じることのないよう、地域の実情等を総合的に勘案して適切な対応をお願いするということ。そして、保証人が家賃債務の保証のみならず実質的に緊急時の連絡先としての役割を果たしているということに鑑み、入居時において、緊急時に連絡がとれるよう勤務先、親族や知人の住所など緊急時の連絡先を提出されることが望ましいが、緊急時に連絡先が確保できない場合にも、入居の支障にならないよう地域の実情等を総合的に勘案し、適切な対応をお願いするということと、そして、仮に保証人の確保を求める場合には、改正民法の施行に伴い、新たに極限額の設定が必要となりますが、例えば、先ほども冒頭に改正のときに議員のほうから申したとおり、幾らというような形で金額をしっかりと明確に定める必要があるということでございます。

町としましては、やはり緊急時の連絡等々も必要になりますので、今後、そういうことについては、県も今この法改正に伴って動いておりますし、各市町村の動向も注視をしながら、町のほうも、玖珠町にしてもその部分について検討していきたいというふうに考えております。

○議長（河野博文君） 10番秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） 先ほど言われたように、根保証というのがついてきますので、なかなか連帯保証人になる人がためらうんじゃないかという、それが今後考えられるということでございまして、そういう中で、この制度は、新しい民法の改正は、連帯保証人にさらにいろんな面で過重をかけるとかそういうのではなくて、保証人に対して軽くするというか、保証が原則的には軽くなるというものでございますけれども、何せ根保証というのがついてきますので、それによって連帯保証人になる人が初めから金額を見せつけられますと、ちょっと私にはという、そこが心配なわけでございます。

今、課長から、それに関して、県下各市町村の動向を見ながら対応するということと言われましたけれども、その5番目の質問で、連帯保証人に関する規定の削除について町の方針を伺いたいということでございます。

この公営住宅というのは、やっぱり高齢者とか低所得者また障がいのある方の住宅の提供という、

公営住宅の目的を踏まえて、この連帯保証人、新しい民法の改正により連帯保証人の確保の問題で入居できないという、そういう事態が生じないように、今後もこの町営住宅を高齢者や障がいのある方に提供できるように、この国交省の通知が通達をされたということですが、先ほどの質問でありますけれども、その連帯保証人に関する規定を削除するという、こういうことは町としてはできないのかどうか。

先ほど、もう一つ大事なことは、住宅に入る方のお友達関係とか、いろんなやっぱり緊急な場合とかそういうのをきちっとこれからはしなくてはいけないという、それもつけ加えられておりますけれども、そういう連帯保証人を削除して、そこら辺の住居者と住宅の住居している方とお知り合いとか、そういうのがうまく連携して、連帯保証人が要らないようにできないもんかなと、そういうことを考えておりますけれども、この国交省の通達、しなくてもよい、それも各市町村の判断によるということになっておりますけれども、町の考えとしてはどういうふうなお考えですか。

○議長（河野博文君） 梅木建設水道課長。

○建設水道課長（梅木良政君） 連帯保証人の削除につきましては、現時点では削除をする方向では考えてはおりません。というのも、できるということが大前提でございますし、やはり緊急時の連絡先を別途につくってもらおうといっても、やはりある意味連帯保証人を設けていただいた中での緊急連絡先というふうに位置づけをしているところでございますし、県の担当者会議等々の中でも、現在、先ほども申したとおり、連帯保証人について十分な研究をしていると、その中で、若干の情報なんですけど、全国的にもやはり連帯保証人を置いていこうというような都道府県が多いということもございまして、何度も申しますけれども、滞納整理や緊急時の連絡先の確保、管理上の連帯保証人が必要であるというふうに考えているところでございますが、最終的には、先ほども申したとおり、県の動向であつたり市町村の動向を鑑みて決定していきたいというふうに考えております。

○議長（河野博文君） 10番 秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） 県の動向などを見ながら、これからどうするかを決定していくということによろしいんですね。

それで、ちょっと関連の質問なんですけれども、今回の民法の改正によって、例えば、今までそこに入られている方が滞納の件でした場合、今までは、連帯保証人に対して今滞納がこれくらいありますという通知とか、そういうことはやってこられたんですか。

○議長（河野博文君） 梅木建設水道課長。

○建設水道課長（梅木良政君） その分については行ってはいない状況でございます。

○議長（河野博文君） 10番 秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） 今回の民法改正によって、それもきちっと行っていくというのがここに明文化されておりますので、そこら辺もきちっとやっていただきたいと思っております。

ずっと前にもそういうことがあったようであります。私もそういう件で伺ったことがあります。何も知らなくて、そのときに非常に高額な家賃の請求があったということです。今回の新しい民法では、

きちっとそこら辺は、2カ月、3カ月があれば連帯保証人に通知をしていくというのが大きな改正の一つだろうと思うんですけども、できればそういった連帯保証人もなくても——入る方はもう高齢者とか、要するに所得の低い方々、障がいのある方々なので、連帯保証人をもう必要はないという、それぐらいの判断を町でやっていただきたいなど、私はそれを今までの16年間の議員生活の中でつくづく感じております。そこら辺をよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、老朽化した町営住宅についてであります。

私、16年間で一番先に質問したのは、多分町営住宅の老朽化問題とその建てかえについて、多分平成15年に議員をさせていただいて15年の一般質問か16年の一般質問にやったような気がいたします。実質その当時の状況というのはどういうものかといいますと、もう率直に申し上げれば——今は違いますよ。もう今はきちっといろいろやっておられますけれども、足りない部分はたくさんありますけれども、古い町営住宅なんかを私も早速見に行きました。そうすると、雨どいがぶら下がったり、そしてドアが剥げたり、いろんなそういう状況でありましたし、そこで私は一般質問をさせていただいたこともございます。

そして、私もほかの町の町営住宅も見に行きました。これ、比較するのは余りよくないかもしれないんですけども、隣は九重町でございます。九重町も当時は古い住宅が結構ありました。それはそれなりにきちっとして、古いけれども古いなりにきちっと整備をしていたなという、当時そういうふうを受け取っておりますけれども、古い町営住宅といえば、池の原団地とか、本村、下の春団地、これが3つ残っておりますけれども、まずこの1番目の本町の町営住宅の管理戸数、政策空き家戸数について伺いたいと思ひます。

○議長（河野博文君） 梅木建設水道課長。

○建設水道課長（梅木良政君） では、本町の町営住宅の戸数、政策空き家戸数についてお答えをいたします。

玖珠町の町営住宅の管理戸数につきましては、20団地308戸、31年2月末現在の戸数でございますが、その部分を管理を行っております。その中で、建てかえ計画に伴う住宅・耐用年数経過による住宅や中島橋かけかえによる事業により、用途廃止を予定している政策空き家が現在58戸でございます。

○議長（河野博文君） 10番 秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） 58戸の空き家ということでございます。これは政策的空き家ということで、古い住宅に住んでおられる方々から耳にすることもあります。最近はもうしなくなりましたけれども、住宅があいているのになぜ入れてもらえないのかという、この空き家の部屋には入居をもうさせない理由ということに対しては、そうしたという説明は当然されておるんでしょうか。どうでしょうか。

○議長（河野博文君） 梅木建設水道課長。

○建設水道課長（梅木良政君） 入居の申し込みに来る際に、やはりそういう形で政策空き家については説明しております。

○議長（河野博文君） 10番 秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） それで、あと、2番目の高齢者の単身入居者数でありますけれども、本町の町営住宅に、高齢者の単身で入居されている方がどのぐらいおられるかということを知りたいと思います。

○議長（河野博文君） 梅木建設水道課長。

○建設水道課長（梅木良政君） お答えをいたします。

高齢者、65歳以上の単身入居者数でございますが、全町営住宅の244世帯に対しまして、高齢者の単身入居世帯につきましては94戸でございます。

以上であります。

○議長（河野博文君） 10番秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） 割合からしましたら、大変65歳の高齢者の方がたくさん住まわれているということでございます。

この3つの池の原、本村、下の春団地、先ほど言ったように、政策的空き家で58戸はあいているそうでございますし、非常に古い状況でございます。この町営住宅の建てかえというのは、今後の方針でございますけれども、平成27年でしたか、御幸団地の建てかえが終わりました。その前には田中団地ですね、県営の建物を買い取って、そして町営住宅、田中ビューですかね。

〔「グリーンビュー」と呼ぶ者あり〕

○10番（秦 時雄君） そうですか。そういうふうな建てかえ改良型の住宅も建設をされたんですけども、私のお聞きしたいのは、町営住宅の施策につきましては、公営住宅の改修そして改善などを行う玖珠町公営住宅等の長寿命化計画というのを、今、各何とか団地に行きますと、小さな4戸とかそういうところでは改修を盛んにやっておられましたし、個別改修が実施を今されておりますが、本村団地、下の春団地、池の原団地については建てかえを行って、それは、ストック総合計画の表を見ますと、平成28年までには全玖珠町の町営住宅の建てかえが終わるようになっておるわけでございます。

これにはいろんな事業があります。それはもうよくわかっております。総合運動公園の事業もありましたし、ホッケー場とか機関庫とか、また整備等は久留島武彦記念館とか中学校の建設とかいろんな大きな事業がございました。それはそれとして、よく私なりに納得しているわけでございますけれども、しかし、この本年度、平成31年度に当たって、町営住宅のストック総合計画の方向性というのはきちっと示されていないので、それについて今後の方針というのを伺いたいと思います。あそこに住まわれている方から聞きますけれども、ここの住宅はいつ建てかえをするんでしょうかとかお聞きすることがよくあるんですけども、そういう件で、今後の方針について伺いたいと思います。

○議長（河野博文君） 梅木建設水道課長。

○建設水道課長（梅木良政君） 既存の住宅の整備につきましては、今、秦議員が申したとおり、長寿命化計画にのっとりまして、外壁改修であったり水洗化を個別に改修しているところでございます。建てかえ計画のない住宅を対象に行っているわけでございますが、御質問の建てかえ計画につきまし

ては、先ほども出ましたように、長寿命化計画の中では、平成27年から28年に本村団地、29年から30年度に下の春団地、平成33年から35年にかけて池の原団地の建てかえを計画するというふうにはなっております。本村団地と下の春団地につきましては、既に建てかえが完了している年次となっているわけですが、いろいろ諸条件の中で完了していないということでございます。

29年3月に長寿命化計画の上位計画でございます玖珠町公共施設等総合管理計画が策定をされました。これにより、住民サービスを維持しながら総合管理計画の目標である延べ床面積15%の削減、更新時期の20年延長、行政コストの2.5%をいかに達成していくかを盛り込んだ新たな長寿命化計画が必要となってきております。

加えまして、現在、大分県と県内の市町村が共同で、各自治体の長寿命化計画策定の際の基本方針となります大分県の公営住宅マスタープランを作成しております。平成32年度末に完成する予定となっております。玖珠町公共施設総合管理計画や玖珠町都市計画マスタープラン等に基づきまして、地域における施設分布や人口分布等を考慮しながら、施設統合も視野に入れて、総合的観点から町営住宅の建てかえを行うか行わないかを含め再検討し、その結果を玖珠町公営住宅長寿命化計画に反映させまして、事業を行いたいと考えているところでございます。

なお、長寿命化計画の見直しの策定の時期につきましては、先ほども申しましたとおり、大分県の公営住宅マスタープランが策定をされます平成32年度末に合わせて改定を行う予定でございます。その中で具体的な建設年次等も出てくるのではないかとというふうに考えております。

ちなみに、大分県の公営住宅マスタープランというのが、県下市町村の住宅対応の悩み事、いろんな対応について、それを集約しまして、それを検討してプランをつくっていかうというふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 10番 秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） ただいまの課長からの御答弁でございます。平成32年に具体的なマスタープランをまた作成するというところでございますね。その中において、ちょっと私、聞き逃したんですけども、今、古い住宅、先ほど申しましたように3つの団地、池の原、本村、下の春、この3住宅については、これはもちろん建てかえということによろしいんですか。建てかえ。

○議長（河野博文君） 梅木建設水道課長。

○建設水道課長（梅木良政君） 先ほども申したとおり、建てかえを行うか行わないかを含め再検討、要するに、もう建てかえでいくのか、大規模な改修でいくのか、それについても、やはり人口分布であったり、集約するほうがいいのかというような、いろんな検討材料の中の一つとして入ってくると思うので、この場で建てかえを行うという結論には至らないかなというふうに考えております。

○議長（河野博文君） 10番 秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） 町営住宅というのは、国及び地方公共団体が協力をして、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備して、これを住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸をし、

また転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する、これを目的としているということでございます。

町長も就任されて1年ということでございます。この周辺の古い住宅も、先ほど申しましたような住宅もでございますけれども、そういった住宅に対して、できるだけ早い時期をもって、また新たにマスタープランを作成すると言いましたから、そこに建てたのが、その場所がいいのか、また、あの3つをどこかに集約するのがいいか、これからの計画なわけです。そういうことで、町長も今の玖珠町の古い町営住宅の現実を見まして、できるだけまた積極的に、この建てかえなり、どういうふうな方向性をこの町営住宅の建てかえに持っていくかということ、きちっと方向性を示して尽力をしていただきたいと思います。もし何か町長から答弁がいただければ。

○議 長（河野博文君） 宿利町長。

○町 長（宿利政和君） 秦議員の御質問にお答えをさせていただきます。

先ほど建設水道課長が回答いたしましたように、本来ですと、太田本村と池の原住宅については既に建てかえが済んでいるという当初プランであったわけでございますが、先ほどから出ていますように、突発的ないろんな大型プロジェクト事業が途中に入った関係で、予算的にも非常に厳しいということでおくれておまして、今入居されている方に非常に御不便をおかけしていることは承知をしております。

そういった中で、私も3つの住宅団地については、中に話に入りまして、いろんなお話を伺った経緯もございますが、積極的に建てかえを希望されている方と、それから、きれいになって快適になるのはいいけれども家賃が引き上げられたら非常に困るとか、いろいろさまざまな御意見をいただいております。そういった問題もございますので、先ほど出ていますように、32年末の大分県のマスタープラン、これはいろんなそういった課題も含めて相談に乗れるというようなプランニングというふう聞いておりますので、1年半ぐらいの時間はあろうかと思っておりますので、個別に建てかえするのか、リフォームにしていくのか、ちょっと入居されている方を中心に、もうちょっと綿密にペーパーでアンケートをとるだけじゃなくて、中に入って行って御意向を伺いながら計画を立てていきたいというふうに思っています。

場合によっては、一つの例ですけれども、例えば太田本村住宅の方が、同じ八幡の中だからということで池の原住宅のほうに移転をしていただけるといようなことになれば、もう太田本村住宅を廃止にするとか、集約してそこを改修するとか、いろんなパターンがあろうかと思っておりますので、マスタープラン策定に向けて綿密に入居者の方々に御相談申し上げていきたいと、議員おっしゃったように、なるべく早い段階で方向性を示せばというふうに考えているところでございます。

○議 長（河野博文君） 10番秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） 町長から御答弁がございました。私も町営住宅の建てかえによって家賃が高くなるのではないかと、そういった危惧を述べられる方、おっしゃられる方がございます。これは、いろんな高齢者とか低所得者の方々とか障がいのある方とか、そういう方なので、いろんな制度

が私はあるかと思ひます、減免制度が。これらをフルに活用して、そうした人たちが入れるような状況をつくっていただきたいなど、そういうふう思っております。

続きまして、法定外公共物（里道、水路）の管理につきまして質問をさせていただきます。

この里道、水路につきましては、平成12年4月に施行されました地方分権一括法により、その里道、水路は平成17年3月に町に譲与されました。この法定外公共物について、どういふふうな認識を町としては持たれているのか伺いたいと思ひます。

まず第一に、その前に、平成29年5月、第5回の9月議会の定例会一般質問において、繁田弘司議員の里道、水路の維持管理についての質問がありましたし、私もそれを読ませていただきました。この里道の管理につきましては、ことし新規事業といたしまして、31年度の予算の中で一般会計予算において、新規事業として法定外公共物整備事業として30万円が計上をされております。これは大変ありがたい予算の計上だと思っております。それを踏まえて、またさらに質問をさせていただきたいと思ひます。

この法定外公共物というものでございます。法律上の、これは定めがないというか、実質的には維持管理は地域に任されてきた経緯がございます。本町に譲与された後も、従来からの慣習として、地域の地域の住民の皆さんによって維持補修とか清掃等などは行っております。これ、一つは、例えば山間地におきましても高齢化も急速に進んでおる中でございますし、その中で、災害の防止や復旧等を初め里道や水路等を適正に維持管理していくことが、これからますます困難になっていくことが予想されるのではないかと、そういうふうには思っているわけでございます。

そういうことから、法定外公共物は公共用財産であり、維持管理においても責任は町が負うべきであるが、その考えを伺うということでございます。町が負うべきである。私は、断言というか、そういうふう強く言わせてもらっております。当然私たちは、里道、水路とか、里道の小さい道の改修とか地元で一生懸命やっております。ここで私の質問の大きな目的は、これはこれ、水路、里道もある。しかし、災害とか非常に危険な場所もあるわけです。これについても、これはやっぱり町が責任を持って負うべきではないかと常々思っていることでございますけれども、それについて町の考えを伺いたいと思ひます。

○議長（河野博文君） 梅木建設水道課長。

○建設水道課長（梅木良政君） では、里道の管理についてお答えをいたします。

法定外公共物、いわゆる里道、水路につきましては、道路法に適用されない道路、河川法に適用されない、または準用されない河川であります。以前は国有財産として国の管理とされておりましたが、地方分権一括法によりまして町が譲与を受け、平成17年4月1日から町が管理をしている状況でございます。

管理責任につきましては、管理者であるまちが責任を負うべきであると考えておりますが、国から譲与を受けた里道は1万244本、水路につきましては6,597本とあり、その多くは、昔から農道や集落内道路、そして農業用水路として地域の住民の方々によってつくられ、利用されていることから、機

能管理、つまり日常の維持管理につきましては地元利用者の方をお願いをしてきているのが現状でございます。

県内の法定外公共物の維持管理について調べてみました。県内18市町村の条例で認識の違いと記載内容の違いが見受けられます。県内の4市町におきましては、「自治区及び利用者が行うものとする」と記載し、はっきりと自治区や利用者の維持管理としています。また、6市町におきましては、「地元施工に対して、原材料を支給することができる」という記載もあります。また、地元施工に対して行政が助成するものという考えでございまして、残りの8市町村につきましては、条例に維持管理についての記載はございません。県内についてはこのような状態でございます。町については、明確な記載を今はしていない状況でございます。

近年、高齢化が進みまして、集落の世帯数も少なくなっておりまして、維持管理が大変難しくなっていることも十分承知しているところでございますが、今後も、維持管理につきましては、自治区を含め地元利用者の方々をお願いをしたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 10番 秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） 先ほど課長から御答弁ありましたけれども、地元が維持管理するということは基本で、それはもう私は納得するんですけども、ただ、こういう場合もあるわけです。

例えば各山間地に行けば、河川が雨が降るたびにあふれて、災害とか非常に危ないんじゃないかというところもございます。一つは、よく最近では乙師というところ、岩室の上のほうですね、あそこの地域の方々も陳情も出されておりますけれども、あの場所に行きますと、これを支給で、例えば本年30万円の予算で法定外公共物の整備事業として上がっておりますけれども、果たしてその地元の人がこれを使って資材をいただいて、それをできるかというのは非常に難しいところあるんです。なぜかという、非常に勾配がすごいんです、上るのに。そして、あれを重機を使って下から上ということも大変なことだと私は思っています。

だから、町が、町内のたくさんの——そういった危ないところがたくさんあるかと思っておりますけれども、災害とかそういうふうに緊急を要する危ない箇所であれば、それをチェックして、そして、それは原材料支給だけじゃなくて、町が何とか事業として上げて、何かそれができないものかと、私は、これをほっておくとやっぱり町の責任だと思うんです、ほったらかしたという。それで、雨が降るたびに消防団の皆さんが土のうを抱えてあそこに持っていくわけです。こんな高い。もうやっぱり大変です。もうただそれは、お金は出しません、原材料支給を本年度からやりますけれども、それだけではなかなか難しい問題だと私は思うわけです。

それで、例えば、今さっき言われたように、法定外の里道にしても危ない箇所、雨が降った場合これはもう危ないなとわかる所をチェックして、そして、やっぱりそれに対して町が材料支給だけじゃなくて、何とかそこに町が事業をやって、危なくないように措置、このことも一番大事なことで、私は思っております。

そこで、2番目の災害の危険度の高い里道、水路については、地域主体から行政主体の維持管理に移行させていく必要がある。町の考えを伺うということでございます。これをお聞きします。

○議長（河野博文君） 梅木建設水道課長。

○建設水道課長（梅木良政君） 維持管理につきましては、先ほども申したとおり、町内にはたくさんの里道、水路がございまして、その分については、台帳による管理を現在している状況でございまして、全ての里道、水路の現状が把握できていないというのが現実でございます。さらに、災害が起こりそうな場所の把握もあわせてできていないということがあります。全て町が把握するというのは大変困難というふうに考えておりますが、危険度の高い里道、水路については、災害ハザードマップや町民からの通報より、過去に災害が起きた場所などに気をとめながら、関係課と連携し注視をしていこうというふうに考えております。

また、災害が起きた場合につきましては、当然、現行の制度、災害復旧事業で復旧をしていくというふうに現時点では考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 10番秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） 地元の人からすれば、災害が起こる前にそれなりの措置をしてもらいたいというのが本当に希望でございます。このことに対して、町長、何かありましたら、どうぞ。

○議長（河野博文君） 宿利町長。

○町長（宿利政和君） 今、建設水道課長からお答えをしたとおり、全体を、全て現状を把握してそれぞれの対策を講じていくのは、非常に財政面、それから人的な部分として困難なところもございまして。回答したとおり、危険度の高いところとか、町民の皆さんから、どうしてもここは日ごろ使用頻度が高い里道だからというようにいろいろな情報をいただきながら、優先度を決めていきたいというふうに思っております。当然災害が起きた部分については、災害復旧事業、補助事業等を適用できる部分を含めて積極的に取り組んでいきたいというふうに思っております。

なかなか現状把握の部分で厳しい面がございまして、地元自治会等々と、機会あるごとにこういった箇所があれば早目にお知らせをいただきたいということ、周知徹底を図っていきたいというふうに思っております。

○議長（河野博文君） 10番秦 時雄君。残り時間6分です。

○10番（秦 時雄君） ありがとうございます。

続きまして、2番目の玖珠町法定外公共物管理条例及び施行規則について、その①維持管理について、維持補修工事の原材料支給と町が維持補修工事の施工ができるように条例の整備が必要である、その考えを伺うということでございます。

私も、先ほど課長がいろいろ調べられたと思いますけれども、日出町におきましては、ああ非常にすばらしいなと思ったのは、日出町法定外公共物の管理に関する条例施行規則の中に、例えば原材料の種類、「生コンクリート、アスファルト、レミファルト、砕石、砂、砂利、コンクリート側溝、

ヒューム管、その他町長が認めるもの」と原材料支給です。その下に原材料支給数量を「町長がその都度決定する」と、そして第9条には、「町長は前条に掲げるもののほか、町民の生命財産に影響を及ぼすおそれがあると認めるとき又は地区において生活道路として維持管理が困難であると認めるときは、前条の規定にかかわらず、維持補修工事に必要とする原材料の支給に代えて、当該維持補修工事を施工することができる」と、こういうふうになっているわけです。

私、これを読んで、ああ立派なものだなと思って、こういうことが日田市もきちっと記述をしています。そういうふうに、玖珠町にも法定外の管理に関する条例もきちっとあるわけですが、そこら辺は住民のサイドに立って、その条項を加えていただきたいと私は思っていますけれども、答弁をお願いします。

○議長（河野博文君） 梅木建設水道課長。

○建設水道課長（梅木良政君） 条例等についてでございます。法定外公共物の維持補修工事や原材料の支給に関しましては、近年、地域からの要望が数件あり、課題となっております。現行の制度では対応できない状況でございます。

昨年から県下の状況を調査し、協議を重ね、里道、水路に対する原材料の支給について、平成31年4月1日からの施行に向け現在準備をしているところでございます。また、町が維持補修工事の施工ができるようにとの質問もございしますが、今回の懸案の案件について、新規事業として原材料支給を予算をとりながら行おうということでございます。まずは原材料支給を31年度から行いまして、予算常任委員会でも説明したように、新たな要望が出てきたときには事業の内容も見直していきたいというふうに考えております。

条例につきましては、総務課の法制室と協議を行いまして、条例でなく要綱として作成することが適切であると指示も受けておりますので、玖珠町法定外公共物原材料支給実施要綱を新規に制定しまして、町として里道、水路の維持管理の対応を行っていかうというふうに考えておりまして、今、実施要綱をつくっている最中ではございまして、内容的には、原材料、1カ所を10万円の上限としまして、1会計年度1回というふうな形で行っていかうかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 10番秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） 時間もなくなりました。

原材料支給ということで要綱をつくっていくということでございまして、それとともに、先ほど申しましたけれども、なかなか一般の人がやれない工事に関しては、やっぱり町長の判断によってその事業が、町が行うことができるぐらいの、この立派な日出町の条例施行規則みたいに、これができるといいなど、努力していただきたいと思います。

以上をもって一般質問を終わります。

○議長（河野博文君） 10番秦 時雄君の質問を終わります。

次の質問者は、1番中尾 拓君。

○1 番（中尾 拓君） 1 番中尾でございます。こんにちは。

きょうの一般質問の最後になりますけれども、大変お疲れさまでございます。よろしく願いいたします。

3月末をもちまして6名の課長さんが定年を迎えます。長いことまちづくりや町民の福祉の向上に御尽力をいただきまして、まことにありがとうございます。これからの第二の人生が始まりますが、御健勝と御多幸をお祈り申し上げます。お疲れさまでございました。

今回の一般質問は、高齢者、障害者及び家族並びに福祉関係者が心配をしています介護保険制度及び訪問調査、審査についてお伺いいたします。町のほうに認識していただきまして、改善策も含めて検討していただきたいという思いで質問をいたします。

通告に従いまして、一問一答方式で質問をいたします。通告によります順番が、通告より前後いたしますが御了承願いたいと思います。

まず、初めに、介護保険の仕組みについてお伺いいたします。

平成30年度に介護保険制度の改正がございました。その中に、介護医療院、共生型サービスが創設されるとの記載がございますが、しかし、市町村によっては、まだ施設がない場合があるとのことも書かれております。玖珠町にはそういう施設があるのでしょうか、お伺いします。

○議 長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） お答えいたします。

議員さんも御存じとは思いますが、介護医療院とは、介護と同時に長期の療養が必要である方に対して日常生活上のお世話を行うことを目的とした施設でございまして、病院ほど医療ケアが必要でない方が、老人ホーム等では不安が残るといような方に適した施設となっております、現在のところ町内で実施しているところはありません。共生型サービスにつきましては、高齢者と障害のある方が同一の事業所でサービスを受けられるように平成30年度に導入された制度ですが、現在のところ、この施設も玖珠町ではございません。

以上です。

○議 長（河野博文君） 1 番中尾 拓君。

○1 番（中尾 拓君） 今のお答えで、町内にはないということを御答弁いただきましたけれども、今後町内に設けるといいますか、介護施設に町がお願いしてみるといような考えがございますか、伺います。

○議 長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） 制度内容は大変いいことですので、あればそれにこしたことはございませんけれども、今のところは、うちのほうのところで直接的にどこかにお願いをするようなことは、今現在では考えていないところです。

○議 長（河野博文君） 1 番中尾 拓君。

○1 番（中尾 拓君） 大変いいことだけれども、今、町がお願いするということは考えていないと

ということですが、大変いいという言葉をいただいたんですから、ぜひ検討するか、早い時期にお願いしていただきたいと思いますと思いますが、どうでしょうか。

○議長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） 利用者の状況等もありますので、じゃ、いい制度ですけども、つくったのは誰も利用される方がいらっしやらないとかいうこともありますし、保険料のほうにも影響がございますので慎重に進めていきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（河野博文君） 1 番中尾 拓君。

○1 番（中尾 拓君） 次に移ります。

それから、ちょっと順番がかわりますけれども、介護認定調査は十分にできているのか、お伺いいたします。

○議長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） 御存じとは思いますが、介護保険の認定調査につきましては、九重町とともに、玖珠九重行政事務組合のほうに平成26年度に事務移管しておりまして、私どものほうが直接認定調査に同席するわけではありませんので、正確に把握しているわけではございませんが、調査票に基づいて決められた調査を行っているものと思っております。また、認定調査の研修等につきましては、西部保健所が圏域の調査員を集めまして研修を開催しているというふうに聞いております。

以上です。

○議長（河野博文君） 1 番中尾 拓君。

○1 番（中尾 拓君） 当然、事務組合の仕事であるとのお答えをいただきましたが、国の基準に基づいて調査をしていると思いますが、町民との直接の窓口、苦情を聞く機関は町であります。町や担当課として、町民の不平不満があることは十分把握し、認識して対応して、町民に接していただきたいと思いますが、どのようにお考えですか、お伺いします。

○議長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） 調査の内容が正しいのか間違っているのかということは別にいたしまして、町民の方、認定後に相談に来られた方に対しましては、うちのほうでわかる範囲内で御説明を申し上げ、場合によっては、区分変更の申請を提出していただいて、再度一から行うようなことをお願いしているところです。

以上です。

○議長（河野博文君） 1 番中尾 拓君。

○1 番（中尾 拓君） 答弁をいただきましたけれども、私の思いをちょっと述べさせていただきます。

本人や家族から聞き取り調査を行うようになっていますが、本人——高齢者、障がい者でございま

すけれども、もちろん自分の弱みは見せたくないという思いや気持ちがございます。そこで、十分、調査の段階におきましても、そういうところを知恵を出し合って、何かできないかということを考えて対応していただきたいと考えております。

それから、町民、高齢者、障がい者、家族、ケアマネジャー、主治医から意見をお聞きしますと、玖珠町は近年、審査、認定が厳しくなった。介護度が下がり、サービスが受けられなくなった。高齢者、障がい者の家族が厳しい状態になっていると言われております。

そこで、介護認定の審査について伺います。介護認定審査会のメンバーをお伺いしたいと思います。

○議 長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） 委員会の構成メンバーにつきましては、医師14名、それから歯科医師6名、薬剤師3名、それから保健分野9名、福祉分野8名でローテーションを組んでおります。大体1回につき、医師をメンバーの中心に置きまして3人から4人で行っているというふう聞いております。

以上です。

○議 長（河野博文君） 1 番中尾 拓君。

○1 番（中尾 拓君） わかりました。私がちょっといろんな方からお聞きしたところによりますと、審査のとき主治医の意見が反映されていないとのお話もお聞きしておりますが、そのようなことはないのでしょうか、ちょっとお聞きします。

○議 長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） まず、私の知っている範囲内では、先ほど言いました医師がメンバーの中心になりまして会議を運営しております。その中で、第1次判定、それから主治医意見書を総合的に判断して決定しているというふう聞いております。

以上です。

○議 長（河野博文君） 1 番中尾 拓君。

○1 番（中尾 拓君） 先ほども課長のほうから御答弁をいただきましたが、先ほどは調査のことでちょっとお聞きしたんですけれども、審査についても不服申し立てができるのでしょうか、お伺いします。

○議 長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） すみません、先ほど答弁の仕方がまずかったかと思いますが、調査して、それを認定審査会のほうで反映させた結果に基づいて、御不満がある、おかしいというふうな方につきましては、お話をした後、どうしても納得いかなければ、最終的に——本来は不服申し立てということができますけれども、時間がかかって、その間サービスが受けられないような状況が続くと困りますので、区分認定申請ということで、また同じような30日以内に結果が出るような仕組みで行うようにしております。

以上です。

○議長（河野博文君） 1 番中尾 拓君。

○1 番（中尾 拓君） できるとのことでございますが、申し立ての手續につきまして、今後も同じでございますけれども、申請者、家族に周知を徹底すべきだと思っております。十分申請者が納得できるよう審査し、判定をしていただきたいと思いますと思っております。

○議長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） 判定結果につきましては、直接御家庭もしくは事業所等にお送りしております。その中で、どういう理由かということで納得していただけている方につきましては、特に連絡ございませんが、御家族の方、それからケアマネジャーや施設のほうからどういうふうなのかとかいう御相談はありますので、その都度お話しはしているところです。

以上です。

○議長（河野博文君） 1 番中尾 拓君。

○1 番（中尾 拓君） そういう十分わかるようなお話をしていただければ、今言いましたように、不平不満、心配は高齢者やら障がい者にもないように感じますので、今後とも十分取り組んでいただきたいと思えます。

それから、次に移りますが、認定結果の通知を申請から30日以内に通知するようになっていますが、高齢者、障がい者、家族の立場になって、もう少し早く事務手続を行うことはできないのか伺います。

○議長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） 認定結果につきましては、審査終了後に玖珠九重行政事務組合のほうから結果通知をいただき次第、申請者や事業所には、先ほど言いましたけれども、速やかに通知をしているところです。

ただ、認定結果、審査が終わるまでに、主治医意見書の回収ができなかったり、それから、認定の調査のときに日程調整等で時間がかかったりする場合もあるというふうには聞いておりますけれども、原則は30日以内には結果をお知らせしなければならないということで、間に合うように行っている次第です。

以上です。

○議長（河野博文君） 1 番中尾 拓君。

○1 番（中尾 拓君） 原則30日ということをおっしゃいましたが、それは原則でございますが、高齢者やら家族の方やら、いろんな方からお聞きしますと、もう少し早くしてくれということがございますけれども、基準どおりいくのか、できるだけスピードを速めて、早い段階で通知ができるように取り組むのか、そういう考えがありますか、お伺いします。

○議長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） うちのほうは、申請があり次第、事務組合のほうと九重と調整をいたしまして、人数等、審査会の関係で調整等が必要になる場合もありますけれども、極力早目に結果が出るようにということは心の中に思っております。

以上です。

○議長（河野博文君） 1 番中尾 拓君。

○1 番（中尾 拓君） ありがとうございます。極力早く通知ができるように頑張っていたか  
いたと思っております。

それから、入院のとき及び退院した場合は2週間は調査ができないとお聞きしていますが、また、  
家族や本人の苦勞、心配を考えると、早く調査ができるような改善策は考えられないのでしょうか、  
お伺いします。

○議長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） 玖珠九重行政事務組合では、申請されている方が安定した状態で適切  
な調査が行われるように、2週間程度調査期間を設けているというふうに私たちも聞いております。

しかしながら、申請者の置かれている状況によりましては、緊急な対応が必要なことがあると考  
えておりますので、申請者の心身の状態の安定が、主治医の先生等によりましてもう大丈夫だとい  
うなことを認められた場合には、玖珠九重行政事務組合にこの旨を通知し、早期の調査をお願いは  
しているところでございます。

以上です。

○議長（河野博文君） 1 番中尾 拓君。

○1 番（中尾 拓君） 申請者、高齢者の体調が安定しているときには、できるだけ早くできるとい  
うことでございますね、わかりました。

それから、次に移りますが、町内に要支援の高齢者、障がい者が入れる施設はないのか伺います。

○議長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） 要支援の方が入所できる施設につきましては、まず、要支援2以上  
で認知症のある方が入所できる施設として、町内にグループホーム2施設ございます。それから、日  
中作業等で働いて、主に夜間に共同生活を営む障害をお持ちの方で、相談や入浴などの分につきま  
してはグループホームが町内2カ所あります。実質的に、要支援2以上で認知症のある方2施設はござ  
いますが、障害者が入所されるところにつきましては、町内でございませんで町外で利用してい  
だいでいるところです。

以上です。

○議長（河野博文君） 1 番中尾 拓君。

○1 番（中尾 拓君） グループホームは町内に2施設あるわけですね。それから、もう一つは2  
施設あるわけですね、わかりました。

それで、ちょっとお聞きするところによりますと、ほかの施設だと思うんですけども、玖珠町の  
状況は、要支援の人は他のまちに一応入所し、また玖珠町に戻っているのが現状であるとお伺いし  
ておりますが、そんな考えでございませうか。

○議長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） ちょっとその人の個人的な内容をもう少し深くお伺いしないと、回答ができないところがございますけれども、原則、普通の施設につきましては、全国要介護3以上の方しか入所はできないようになっております。

例えば、養護老人ホーム亀鶴苑等は逆に軽い方じゃないと、自立をしていますので、あれは介護保険の対象になっておりませんので、そういう施設は、逆に高齢の方で1人で自宅で生活できない方、ある程度要支援1、2でも構いませんけれども、逆に元気な方で自立ができない方は亀鶴苑等に行っていただく、だから介護施設とちょっと違う可能性も、今のお話、先ほど言いましたように、ちょっと深く聞いてみないとわからないところがございますが、総体的には以上ようになっております。

○議長（河野博文君） 1番中尾 拓君。

○1番（中尾 拓君） わかりました。

それから、その次の質問でございますが、認知症の患者の介護の仕組みはどうなっているのかお伺いします。

○議長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） 介護保険制度では、玖珠町に認知症対応型の通所介護が1施設あります。また、先ほど申し上げましたように、グループホームが2施設ございます。それから、介護保険事業とは直接関係ありませんが、認知症施策といたしまして、認知症地域支援推進員の配置や認知症サポーター養成講座、声かけ模擬訓練等の開催によりまして、認知症の方への理解を深め、地域での見守り活動を普及しているところでございます。

以上です。

○議長（河野博文君） 1番中尾 拓君。

○1番（中尾 拓君） 今お聞きしましたら、1施設とグループホームが2施設あると言いましたけれども、具体的にどこでしょうか、お聞きします。

○議長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） 認知症対応型の通所介護施設はるかぜというところがございます。それから、要支援2以上で認知症がある方が入所できる施設といたしましては、笑みの里となごみ、この2カ所と1カ所になります。

以上です。

○議長（河野博文君） 1番中尾 拓君。

○1番（中尾 拓君） それでは、次に移らせていただきます。

県下のまちと比べて、町の健康寿命、元気で長生きしているまちですか、お伺いします。

○議長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） 市町村の健康寿命は、人口が小さく、国と同規模の調査による健康寿命の算出が困難であるため、お達者年齢として大分県が独自に算出して毎年公表しております。まず、その算出の方法ですが、要介護2以上の認定を受けていない方を健康と定義しまして、必要な統計処

理を加えて、過去5年間の平均値を男女別に算出しております。

30年度に公表された最新の数値では、平成24年から28年の平均値が使われているところです。男性の平均年齢は、県の平均が79.18歳に対しまして玖珠町は78.22歳、女性の県平均が83.9、さらに対しまして玖珠町は82.68歳となっております、県内順位は18市町村中で男性17位、女性18位となっております。

以上です。

○議長（河野博文君） 1番中尾 拓君。

○1番（中尾 拓君） わかりました。健康寿命は男性がワーストツー、女性はワーストワンでございますけれども、どこに問題があるのだとお考えですか、お伺いします。

○議長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） まず、総体的には、私、研修会等のところで御挨拶させていただくときに申しておりますけれども、玖珠町は塩分とり過ぎ、アルコールのとり過ぎ、野菜をとっていませんよというふうに、県下的に見ると言われております。それから、男性につきましては、65歳から74歳の比較的若い年齢で要介護2以上の認定率が高いこと、女性については、75歳から84歳の要介護2以上の認定率の高さが影響しているのではないかというふうに考えられているところです。

以上です。

○議長（河野博文君） 1番中尾 拓君。

○1番（中尾 拓君） 課長のほうも問題認識をしているようでございますので、今後の介護予防について、健康推進について十分町民に周知徹底をしていただきたいと思いますと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、次に移りますが、玖珠町の介護制度は、国の制度基準に基づいて取り組んでいるようでございますが、先ほども質問させていただきましたが、玖珠町が独自で取り組んでいる、誇れる取り組みはあるのかお伺いします。

○議長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） 介護予防・日常生活支援総合事業が創設されまして、27年度に法改正により市町村にそういう事務が移行されまして、それぞれ市町村に応じてメニューの中でどれを使う、これはうちでやれるとかいうところでやっている部分は玖珠町にもございますけれども、介護保険の業務の中のメニューの中で使っていることはあるにはありますが、独自でということとなりますと、ちょっと介護保険制度から外れますので、独自でやっているものというのはございませんが、その予防に関することについてはいろいろとやっているところです。

○議長（河野博文君） 1番中尾 拓君。

○1番（中尾 拓君） 介護保険制度の中でやっていることはあるということでございますけれども、町独自でやっていることはないということでもいいんですね、わかりました。

それから、私は、その中で日田市にお聞きしましたところ、要支援の高齢者が集えるシェアハウス

等を行っているということをお聞きしましたけれども、玖珠町は将来的に今後やっていく考えがございましたか、お伺いします。

○議長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） 私のほうで、ちょっと係の担当の者と協議した中で、日田にあるのは支援センターというふうに聞いております。それでありまして、市が社協に委託をしております、元気な高齢者の方がひとり住まい、それから高齢者夫婦の世帯しかいない方が共同生活を営んでいるというふうなことは聞いておりますけれども、昔、玖珠町でも、何か社協が四日市市のところでやっていたというふうな話もちらっと聞いています。これは確認したわけではございませんが、そういう話もちらっと聞いたことはありますけれども、現時点では、今のところ考えてはおりません。

○議長（河野博文君） 1 番中尾 拓君。

○1 番（中尾 拓君） わかりました。今のところ考えていないということでわかりました。

それから、次に移りますけれども、先ほど大野議員の質問がございまして御回答をいただきましたが、社会福祉協議会の運営の現状認識はどのように考えているのか、お伺いします。

○議長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） 午前中、大野議員のほうにもお答えいたしましたけれども、社会福祉協議会には各種事業を委託しております。町の福祉行政の多くを担っていただいていると認識しております。委託している事業につきましては、人件費見合いといたしまして委託料を支払っているところでございます。地域福祉事業に係る経費の一部につきましては、先ほどもお話ししましたが、介護保険事業の収益で賄っているというふうにお聞きしております。

現在、介護保険事業の事業収益が下がっており、厳しい運営状況になっているというふうに認識しているところでございます。また、各種事業を行う上で、社協のほうは職員の確保に苦慮しているということも承知しているところでございます。

以上です。

○議長（河野博文君） 1 番中尾 拓君。

○1 番（中尾 拓君） 先ほど大野議員のときにも質問に回答いただきましたけれども、大変社協の運営は厳しい状況にあるとお伺いしておりますし、今後、課長のほうも大野議員のところの質問でお答えしましたけれども、今年度をかけて助成の見直しも考えるというようなお話を伺いましたけれども、そういう認識でございますか。

○議長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） すみません、31年度、来年度1年かけて、社会福祉協議会と玖珠町のほう、うちが窓口になりますけれども、事業の内容等を確認いたしながら、いわゆる新しいルールを確立していきたいというふうに、補助金の増額等も含めて考えていきたいというふうには思っております。

以上です。

○議 長（河野博文君） 1 番中尾 拓君。

○1 番（中尾 拓君） 大変ありがとうございました。私は、ぜひ社協にも補助金を増額して、いい福祉をやっていただきたいと思っておりますので、十分検討していただきたいと思っております。

それでは、次に移りますが、これは介護問題ではない質問でございますけれども、家庭相談員の設置の考えについて伺います。

県は、3月末をもって西部保健所の玖珠支所の家庭相談員を廃止すると伺っております。現在、児童虐待、高齢者虐待が社会問題になっていますが、町で設置する考えはないのかお伺いします。

○議 長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） 家庭相談員につきましては、家庭児童福祉に関する相談指導業務を行うため、今おっしゃられましたように、福祉事務所に普通設置されるものでありまして、玖珠町では西部保健所地域福祉室に配置されております。しかしながら、児童相談所の負担が増大していることから職員配置を見直すということで、平成31年3月をもって廃止となることが決定されました。

また、平成28年度の児童福祉法の改正により市町村の行う業務が明確化され、在宅での支援は市町村が行うこととなりました。この改正により、児童や妊産婦に関する専門的な相談や実態把握など、必要な支援を行うための拠点整備に努めなければならないとされました。国は最近になって、この拠点整備の具体的な期限を2022年度までに、全市町村に虐待防止の拠点の設置を目指すこととされております。この支援拠点には、専門的な資格を持った子ども家庭支援員を配置することになっておりますので、現体制の中で家庭相談員を配置しながら、今後は子ども家庭支援員の配置を視野に、より児童虐待に対応できるように取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議 長（河野博文君） 1 番中尾 拓君。

○1 番（中尾 拓君） 2022年までには町に直接支援員を置くというお考えでいいんですか。はい、わかりました。

最後になりますけれども、今、私が介護の問題やら町の健康寿命の問題やら、いろんな面で質問をさせていただきましたけれども、町長に最後にお伺いしたいと思うんですけれども、高齢者、障がい者等の弱者が安全・安心して住みなれた地域で人生を送ることができる日本一住みやすい福祉のまちにしたいとの町長のお考えがあれば、お伺いいたします。これは、町長が福祉計画の中で挨拶を述べられた言葉を引用させていただきました。

○議 長（河野博文君） 宿利町長。

○町 長（宿利政和君） 弱者といいますか、非常に弱い立場の方々に地域福祉、これを充実させていくことは基本的な考え方だというふうに思っておりますが、まず、先ほどの御質問に出ました児童虐待につきましては、これはもう御存じのとおり、全国的にテレビ等でも非常に悲惨な事件が起きて社会問題になっておりますが、先ほどありましたように、この件については、県が児童相談所、大分にありますが、その機能を充実させたいということで、東部、日出にあります地域福祉室と西部保

健所——この玖珠にあります——2施設の業務の一部見直しをして、県のほうを充実させたいという  
ようなことをごさいますて、先ほど言われました部分については、子育て世代包括支援センター設立  
準備室を、この4月から設けるようにしておりますので、児童虐待については、その中でさらにどう  
いった形ができるかを検討していきたいと思っております。先ほど福祉保健課長が回答しましたよう  
に、子ども家庭支援員の設置に向けて、それを含めて検討していきたいと思っております。

また、高齢者の皆さん、弱者の皆さんについては、今、玖珠町高齢者福祉計画、第7期の介護保険  
事業計画とか、また第5期の障がい福祉計画等々の計画を策定しております。その方針に基づいて取  
り組んでまいりたいと思っております。これもまた、先ほど社会福祉協議会への支援という部分でも  
ありましたように、地域福祉を充実させていただいておる組織といますか、さまざまございませ  
けれども、先ほど言いました地域福祉法第9条の中に社会福祉協議会の位置づけがしっかりうたわれて  
おりますので、そういった法的な根拠をもとに、町としてもその活動が、サービスが低下にならない  
ように社協への支援も考えていきたいというふうに考えているところでございませ。

そのように、いろんな形、組織、団体等を充実させていただく中で、弱い立場にある方々へのケア、  
そしてまた、玖珠町の地域福祉充実を図っていきたいというふうに考えているところでございませ。

以上でございます。

○議 長（河野博文君） 1 番中尾 拓君。

○1 番（中尾 拓君） それから、先ほど順番をかえさせていただきますということをお願いしまし  
たけれども、玖珠町の介護保険料の推移、今後の推計がわかりましたらお伺いしたいと思いま。

○議 長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） 平成29年度に計画策定をいたしました第7期介護保険事業計画では、  
全国共通のソフト等を利用いたしまして算定した保険料は、第6期と同額の月額5,950円となってお  
ります。

また、そのときのソフトを使いました今後の推計につきましては、平成37年度の介護保険料の月額  
が約8,206円になるような推定結果が出ております。これはまだあくまで推定ですので、このよう  
に確実になるわけではございませけれども、今後、さらに関係団体や地域住民と連携、協働して、介  
護予防の推進や介護給付費の適正化に取り組んでいかなければならないというふうに考えておいま。

以上です。

○議 長（河野博文君） 1 番中尾 拓君。

○1 番（中尾 拓君） それでは、次に移らせていただきますけれども、最後の町道車谷小河内線つ  
けかえ道路計画の進捗状況について伺いま。

このつけかえ道路の計画は、平成24年に落石が多く危険となりまして、通行どめになりました。そ  
の後、町と地元が協議を行ってつけかえ案が浮上してまいりました。それからもう長い年月を経過し、  
地域の皆さんは大変不便を強いられております。地域の方々は、町と話し合いの経過もあり、大変期  
待しているところでございませ。この道路の計画の進捗状況をお伺いいたしま。

○議長（河野博文君） 藤原基地対策室長。

○環境防災課長兼基地対策室長（藤原八栄君） 御質問の道路計画、県道川上玖珠線、旧東九州採石跡地の付近から国道387号線日出生の石飛集落のちょうど上ぐらいを結ぶルートだと思います。延長約2キロほどございまして、先ほど議員が言われたように、落石等により通行どめとなっております。道道車谷小河内線の代替路線として、また、新たな日出生南部地区と北部地区を結ぶ路線としての役割と、あわせて日出生台演習場への利便性の向上を図ること、並びに県道川上玖珠線、通常、戦車道でございしますが、一般車両と自衛隊車両や戦車などの装軌車両との離合や粉じんの障害等の軽減にも寄与する目的としまして、平成26年度から九州防衛局、西部方面総監部、防衛省本省に道路整備について要望を続けておるところでございます。いかにまちの費用の持ち出しを少なくするか、また、財源として——要するに補助事業でございますけれども——何が適切かを九州防衛局と協議しながら、道路整備について協力をいただけるよう現在もお願いをしているところでございます。

今現在、建設水道課におきまして、当該地域の用地境界や所有者を確定するため国土調査に取り組んでおりまして、その結果を踏まえまして、今後道路をつくる上では用地の提供というのが必要になってきます、そういった部分の見通しがどうなるかとか、道路の線形、幅員等、玖珠町としての方向性を示しながら、あわせて現道の車谷小河内線の崩壊箇所の現道のまま復旧した場合の事業費と新設道路路線の事業費との経済比較等も行いながら、防衛省の補助事業の中にございます民生安定助成事業、道路等改修事業の活用、もしくは特定防衛施設周辺整備調整交付金事業の活用なども考慮を踏まえまして、九州防衛局並びに役場内の関係各課と具体的な協議を、今後、また引き続き進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 1番中尾 拓君。

○1番（中尾 拓君） 今、話を聞きますと、大変アクセスもよくなるし、いい道路ということをお聞きしましたが、具体的に要望して成果が上がっているというか、いろいろな件で努力していただいていることに感謝をいたします。今後できるだけ早急にできるように御尽力をお願いしまして、これで私の質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（河野博文君） 宿利町長。自席でいいです。

○町長（宿利政和君） すみません、議長のお許しをいただきまして、確認といたしますか、発言をさせていただきますと思っております。

先ほど中尾議員の質問に対する回答を申し上げた中で、社会福祉協議会の位置づけを、ひょっとしたら地域福祉法第9条という答弁をしたかと思いますが、正確には社会福祉法第109条に位置づけられているということで、もし間違っておれば、会議録の訂正ということでよろしく願いいたします。

○議長（河野博文君） 1番中尾 拓君の質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

あす15日は、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。  
御協力ありがとうございました。

午後 2 時46分 散会

地方自治法第123条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成30年 3 月14日

玖 珠 町 議 会 議 長      河 野 博 文

署 名 議 員      中 尾      拓

署 名 議 員      石 井 龍 文